

令和7年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	令和7年 12月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年 12月10日 午前10時00分
	延 会	令和7年 12月10日 午後 3時48分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	早 川 知 記	教委管理課長	諸 井 公
総務課長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教委生涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	鈴 木 康 史	農委事務局長	石 崎 辰 也
環境林務課長	江 上 圭		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水道課長	高 瀬 順 一		
会計管理者	久保田 湖 子		

1. 会議録署名議員

11番	杉 田 尚 美	12番	金 橋 康 裕
-----	---------	-----	---------

1. 会 期

12月10日から12月12日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(7.12.10)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6		定期監査報告
第7	請願第1号	幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書
第8	議案第98号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第99号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第100号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第101号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第102号	令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第103号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第104号	令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第105号	令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算
第9		一般質問

厚岸町議会 第4回定例会

令和7年12月10日

午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、杉田議員、12番、金橋議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 12月8日午前10時から第8回議会運営委員会を開催し、令和7年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告であります。
委員会関係では、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、広報常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、3常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。
議会からの提出案件は、会期の決定、請願第1号幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書であります。
いずれも、本会議で審議することに決定いたしました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
議案第98号から議案第105号までは、令和7年度各会計補正予算8件であります。
審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。
議案第106号から議案第108号の一般議案3件、議案第109号及び議案第110号の一部改正条例2件については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
一般質問通告者は、6名であります。
本定例会の会期は、12月10日から12日までの3日間に決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日12月10日から12月12日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月10日から12月12日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和7年9月9日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

なお、今般、釧路東部消防組合議会、釧路公立大学事務組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えてありますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

今般、監査委員から、別紙のとおり定期監査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、定期監査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第7、議案第1号幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書を議題といたします。

本件の審査については、令和7年9月9日開会の第3回定例会において、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員会からなされております。

なお、厚生文教常任委員会委員長は、本日出席しておりますが、本件に審査に当たっては、けがによる入院等により全て欠席でありましたので、本件の議事をつかさどった副委員長からの報告となります。

副委員長の報告を求めます。

8番、石澤副委員長。

- 石澤副委員長 請願第1号、令和7年9月9日、第3回定例会において、厚生文教常任委員会に付託されました請願第1号幼稚園園児に対し給食提供を求める請願書について、令和7年10月27日、11月13日、11月25日及び12月1日の計4回、本委員会を開催し、紹介議員からの請願内容の確認や、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） これより、副委員長に対する質疑を行います。

10番、堀議員。

- 堀議員 本請願については、不採択となったということで、今、報告があったのですが、不採択とすべきものと決した主な理由というのが、どのような課題やそういうもので不採択となったのか説明をお願いします。

- 議長（大野議員） 8番、石澤副委員長。

- 石澤副委員長 栄養面、安全面、それから、就学前の幼児の栄養価及びの食材の大きさが違うということで、一緒に調理するのは事故につながることはないかという、安全・安心な給食の提供ができないと。それから、学校給食管理法基準により、搬入から調理後の搬出までの動線を決め、作業を行う必要があるということ。それから、別に提供する場合は、施設の拡張や専任のスタッフ、栄養教諭、調理師、事務局等の配置が必要、そういうことがありまして、給食の調理、人員、搬出ルート、誤嚥などの事故防止なども踏まえ、安全性や衛生面の管理体制が難しいことから、不採択ということになりました。

- 議長（大野議員） 10番、堀議員。

- 堀議員 ただいま、安全面が主な理由だということで、誤嚥や何かですね、学校給食は、確かに小学生以上が食べるものと、当然、その下の子ども方が食べるものの中では、大きなものであれば、誤嚥、のどつまりや何かで、大変な重大な事故が起こるということは懸念される場所です。ただ、一方で、公立の保育所のほうでは、実際に食事の提供をしているわけでありまして、

そういった中では、むしろ学校給食によらなくても、保育所側での量を確保した中

で、それを幼稚園に搬入して、提供するということも考えられないのかなと思ったのですが、そういう議論というものはされなかったのでしょうか。

●議長（大野議員） 8番、石澤副委員長。

●石澤副委員長 それも含めて十分に議論したのですけれども、やはり搬入ルートの問題とか、それから、保育所は、自分のところの子どもたちに食べさせるというのが前提なので、そういうこともあって、いろいろ聞きながら、皆さんの意見もあって、何とかしてやりたいという議論はあったのですが、そういう意味では、今は難しいのではないかとということで、不採択という結論が出たのです。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、今は難しいのだよと言った中では、その課題の解決さえできれば、そういうことをやれることも今後考えられると思うのですけれども、今回、不採択とだけしてしまったときには、そういう議論さえもできなくなってしまうのではないかとこのように心配するのです。むしろ、本請願が不採択になったにしても、今後の行政側に対しての可能性の検討というものは、継続して行うように呼びかけるべきだと思うのですけれども、その点については、どのようにお考えだったのでしょうか。

●議長（大野議員） 8番、石澤副委員長。

●石澤副委員長 附帯決議もつけるかという意見も出たのですけれども、今は、やはり無理だというのが前提にありまして、そういうことを付け加えないで、今回はこういう結論が出ました。

●議長（大野議員） ほかがございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

委員会の報告は不採択であります。

この採決は起立により行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（大野議員） 採択です。採択です。

●発言者不明 採択ですよ。

●議長（大野議員） 採択です。

●発言者不明 採択ですよ。

●議長（大野議員） 採択です。

●【発言者多数のため聴取不能】

●議長（大野議員） 違います。
休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●発言者不明 ちょっと休憩してください。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時16分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
もう一度、本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（大野議員） お座りください。

出席議員11人、そのうち起立者数4人、起立少数であります。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第8、議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第99号令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第100号令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第101号令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第102号令和7年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算、議案第103号令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第104号令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第105号令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）から、議案第102号令和7年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第103号令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）、議案第104号令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算（1回目）の内容について、お配りしている提案理由説明書のとおりでございます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川病院事務長） 続きまして、議案第105号令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本8件の審査方法についてお諮りいたします。

本8件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（大野議員） 日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にベルを鳴らし、合図をいたします。

初めに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員 第4回定例会に当たり、4項目について一般質問いたします。

初めに、厚岸町のヒグマ対策です。今年は、東北6県でツキノワグマの出没が多発、北海道の苫前町では380キログラムのヒグマが駆除されました。本町のヒグマ対策は、どのようになっているのだろうか。町民の思いを込め、五つ質問いたします。

一つ目です。本町のヒグマ対策の取組で、市街地以外の出没対応と市街地に出没時の緊急銃撃対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

二つ目、マスコミで猟友会と自治体のトラブルが報道されています。駆除員、主に猟友会なのでしょうけれども、この活動の状況と町の関係はどのようになっているのか説明してください。

三つ目です。本町の両保育所は、山と隣接しています。開所時間にヒグマが出没したときは、どのような対応をされるのかお尋ねいたします。

四つ目です。本町は、8月25日付で緊急銃撃対応マニュアルを作成しています。粛々と町は、ヒグマ対策をして取り組んでいるという理解しておるのですが、次のステップとして、ヒグマゾーニング計画を早期に策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

五つ目です。国や道の動きにガバメントハンターの育成があります。本町も、ガバメントハンターの登用をすべきではないでしょうか。

2項目めです。地域支援係と地域包括支援センターについて質問いたします。

初めて「あみか」に出向き、相談する人は、どの窓口へ出向くのか、よく分からなく、非常に戸惑います。相談者の窓口として、おのおのどのようなケースのとき、どちらに相談したらよいのですか。また、窓口同士の連携はどのようになっているのか

お尋ねいたします。

3項目めです。宮園鉄北集会所と通称「やまびこ会館」、住の江山の手地区集会所の利用料についてです。

両集会所の利用料は、葬儀利用のとき、友引や何らかの事情により、4日間の利用となることがあります。両集会所の料金、利用料は、条例に基づき、冬期間は2日間で3万5,000円、4日間で7万円になってしまいます。他の集会所は、2日間で2万2,000円、4日間で4万4,000円です。差が大きすぎます、緩和処置が取れないでしょうか。

4項目めです。宮園公園の管理について質問いたします。

B & G海洋センター事務所前の公園のベンチです。この場所は、しんりゅう保育所の児童が遊具で遊んでいます、ベンチのくぎが出ており、足もぐらぐらつき、危険です。また、パークゴルフ場のさくらコースのスタートのすぐそばにある木製ベンチは板が剥がれ、足のほうも腐食が著しいです。来春に向け、修理すべきではないでしょうか。

さらに、事務所前面の旧ゲートボール跡地です。雨が降ると水がたまり、車のわだちが大きくできています。ここの整備と利用方法を検討すべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） おはようございます。

7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目のヒグマ対策についてのうち、(1)の市街地以外の出没時の対応は、また、市街地に出没時の緊急銃猟対応はどうなっていますかについてであります、市街地以外の出没時の対応については、出没の情報を受け、厚岸警察署などの関係機関に連絡し、問題個体と判断した場合には、ヒグマ駆除員に対する出動要請のほか、住民に対して、防災行政無線やIP告知情報端末による注意喚起などの必要な対策を行います。

また、市街地に出没時の緊急銃猟対応については、本年8月に策定した厚岸町における緊急銃猟対応マニュアルに基づき対応しますが、住民、捕獲関係者の安全確保を最優先に、捕獲場所、射撃方法、人の退避の範囲、通行制限など銃猟の計画について、厚岸町警察署、ヒグマ駆除員と協議し、私が決定します。

銃猟の計画が確定した後、厚岸警察署などの関係機関と協力し、住民の退避、捕獲関係者の配置、住民への周知などを行い、安全の確保が確認された場合に銃猟を行います。

厚岸町では、緊急銃猟の実績はありませんが、今後、厚岸警察署やヒグマ駆除員とヒグマ出没対応訓練の開催を検討してまいります。

次に、(2)の駆除員の活動状況と町との関係はについてであります、ヒグマ駆除員は、ヒグマが出没した際の巡視や箱わな設置の護衛、問題個体の捕獲などの際に出動するもので、今年度は11月末現在で7回の出動実績となっております。

ヒグマ駆除員は、町の会計年度任用職員で、北海道領友会厚岸支部に所属する方で、ヒグマの捕獲に対応でき、駆除員に従事することを承諾した10名を任用しており、町からの要請により出動します。猟友会厚岸支部が持つ高度な知識と熟練した技術は、ヒグマをはじめとした鳥獣対策において非常に重要であり、良好な協力体制により対応しておりますが、今後も同支部に協力いただき、ヒグマ対策に努めてまいります。

次に、（３）の保育所の開所時にヒグマが出没したときの対応についてであります。園児が屋内で活動している場合には、施設内のヒグマから離れた安全な場所に避難させ、屋外で活動している場合には、園児を施設内に避難させ、直ちに役場内の関係部署及び厚岸警察署に連絡することとしており、園児の安全確保、職員間での出没個体に関する正確な情報把握に努めます。また、保護者へは速やかに連絡し、ヒグマ出没に関する情報の共有に努めます。

次に、（４）の厚岸町もヒグマゾーニング計画を早期に策定するべきではについてありますが、ゾーニングは地域ごとにヒグマの出没時の対応をあらかじめ設定し、人とヒグマをすみ分ける手法の一つで、厚岸町においてもゾーニング管理は有効と考えております。北海道が作成したガイドラインを参考に、厚岸警察署やヒグマ駆除員など関係者と十分協議を重ね、早期に計画を策定します。

次に、（５）のガバメントハンターの登用すべきではについてありますが、狩猟免許を持ち、専門知識を備えた自治体職員であるガバメントハンターは、専門知識と行政目線を合わせ持つことが捕獲までの時間が短縮されるなどの利点があり、国においても、人材確保に関する支援が予定されております。

一方で、ヒグマの捕獲は常に危険を伴い、安全かつ確実に捕獲を行うには、高度な知識と熟練した技術を要することに加え、狩猟免許保有者の減少や現役ハンターの高齢化が深刻な状況であることを踏まえ、ガバメントハンターになり得る人材の確保は難しい状況と捉えているため、引き続き、国の動向に注視し、従事する職員等の育成、確保に関する情報の収集に努め、登用については慎重に検討してまいります。

続いて、２点目の地域支援係と地域包括支援センターについてのうち、（１）のスタッフは同じですが、おのおのの役割はについてであります。地域支援係では生活保護や低所得者に関することのほか、福祉交通回数券や敬老事業など、社会福祉、高齢者福祉に関わる行政事務を担当しております。また、地域包括支援センターでは、介護保険法に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、認知症高齢者支援に関することや、要支援・認定者に対するケアマネジメント業務のほか、高齢者の虐待防止などの権利擁護事業、高齢者やその家族に対する総合的な相談支援を行っております。

次に、（２）の町民の窓口として、おのおのどのようなケースのとき、どちらに相談したらよいですかについてであります。高齢者の生活全般の相談や介護保険に関する相談は、地域包括支援センターが担当する一方で、生活保護の手续や特定の事務に関する相談は、地域支援係が担当しておりますが、それぞれ同じ職員が兼務しているため、町民の皆さんがどちらに相談するか迷うことなく、係の窓口で受け付けし、必要に応じて適切に対応できる職員に引き継いでおります。

次に、（３）の連携はどのようになっていますかについてであります。相談の受付や行政手続が円滑に進むように、係内で日常的に必要な情報を共有し、連携して業務を行っております。

続いて、３点目の宮園鉄北地区集会所と住の江山の手地区集会所の利用料について、４日間の利用時における利用料の緩和措置についてであります。宮園鉄北地区集会所と住の江山の手地区集会所の施設の管理は、指定管理者により管理が行われており、施設の利用料についても、条例で定めた金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとしております。

利用料の緩和措置について、双方の指定管理者に意向を確認したところ、緩和措置を行いたい旨の意向確認が取れましたので、利用料金における変更承認の申請が指定管理者から提出され次第、承認してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

４点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、４点目の宮園公園の管理についてお答えいたします。

初めに、（１）の宮園公園内のベンチにくぎが出たものや、足の部分の腐食が進んだものがあり、来春に向けて修理すべきではないかについてであります。ご指摘いただいたくぎの出ているベンチにつきましては、安全確保の観点から撤去したところであり、また、パークゴルフ場内の木製ベンチにつきましては、現在、冬期休業期間に入っており、シートをかぶせ、使用できない状態にしております。これらのベンチにつきましては、来春早々に新たなベンチが設置できるよう検討してまいります。

次に、（２）のB&G海洋センター事務所前面の旧ゲートボール跡地の整備と利用方法の検討についてであります。この旧ゲートボール場の跡地につきましては、駐車場として利便性が高いことから、公園を訪れる方が利用しております。ご指摘いただいた水たまりやわだちにつきましては、整地するとともに、車と歩行者の動線や駐車スペースの明示など、駐車場として公園の利用者が安全にご利用いただけるよう整備方法を検討してまいります。

●議長（大野議員） ７番、南谷議員。

●南谷議員 再質問いたします。

まず、ヒグマ対策の一つ目です。町の体制についてでございます。

市街地に出没地の緊急銃猟対応は、８月にマニュアルを策定し、厚岸警察署やヒグマ駆除員、猟友会が主なのですが、これらの人々がマニュアルに基づいて実施される。また、その訓練も今後開催されるなど、しっかり厚岸町としてヒグマ対策を取っているということが理解できました。

二つ目のヒグマ駆除員、猟友会でございますが、町との関係でございます。

答弁では、良好な協力体制にあると伺い、安堵いたしました。駆除員は、やはり熟練というのですか、ヒグマが近くまで近づかないと撃つことができない、非常に危険を伴うということは私なりに理解ができるのですが、当然そうすると、そのための訓練が必要であり、その訓練費用、それから待遇の改善、町はそれなりに対処してきていると思うのですが、国や道の動向に留意されまして、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

厚岸町におきましては、ヒグマ駆除員はヒグマ対策に欠かすことができない重要な方々と認識しているところでございます。出沒対応訓練の方法はもとより、質問者がおっしゃる訓練に要する費用など、ヒグマ駆除員と十分に協議し、国や道の動きに注視しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 三つ目でございます。保育所のヒグマ対応でございます。

万が一、ヒグマが、その開所時間中に施設内に侵入した場合、ツキノワグマであれば、壁とか今の施設の中で十分対応できると思うのですよ。でも380キログラム、200キログラムくらいの大きな熊が、保育所に突入してこないとは限らないと思うのです、今のところありません。でも、どちらの保育所も山に隣接しております。いざというとき、大事なお子さんを預かっている保育士、女性が多いです、手ぶらでどうかしようとしても、私はなかなか対抗するものはなくない。当然そのためには、熊が出た場合の訓練は必要だと思います。

それから、この訓練をどうされているのかお尋ねいたしますし、撃退スプレーです。せめて、保育士の身の安全を図るためにも、ヒグマの撃退スプレーは配置、数個置くべきだと考えますが、この辺はどうなっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、ヒグマを想定した訓練でございますけれども、しんりゅう保育所におきましては、屋外の玄関の付近にヒグマが出沒したという想定で訓練を行っておりますけれども、玄関は、通常施錠しておりまして、室内にヒグマが侵入することは想定しておりませんので、室内に想定した場合の訓練は行っておりません。この訓練の内容につきましては、園児を玄関から遠い部屋に集まるような訓練をしております。

また、厚岸保育所におきましては、不審者が出たという訓練はしておりますが、これまではヒグマ出沒を想定した訓練については行っておりません。今後、ヒグマの訓練も検討してまいりたいと考えております。

また、議員の提案のありました熊の撃退スプレーの設置についてであります。熊の撃退スプレーにつきましては、熊との遭遇時の最終手段でありまして、主に屋外の風上において、至近距離での使用を想定しております。室内の使用につきましては、呼吸困難や目の痛みなど、人体への深刻な影響を与える可能性があることから、このスプレーにつきましては、室内での使用は推奨されておりません。

このことから、現段階では、保育所においては、撃退スプレーにつきましては、設置のことまでは考えておりませんので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 撃退スプレーは、園児に、児童に対して狭い室内であれば厳しいということは分かりました。

訓練のほうなのですけれども、やはり不審者、異常者の侵入に対する訓練というのは、保育所はやっていると思うのです、今までもずっと。けれども、ヒグマの対応、なぜ保育所にしたかという、質問の内容、町民、どの場所もそうだと思うのですけれども、特に力のない保育所の皆さんを守っていくために、町としてどうなのか、絞り込んで保育所にさせていただきました。そういう意味では、やはり、この対応について、想定してどういう対応をするのか、今、1回目に答弁されました対応を、マニュアルだけではだめだと思うのです。きちんと集まっていただいて、そういう発生した場合に、ヒグマに対する対応をきちんと1年に1回か2回でもいいですから、訓練するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今、全国的にヒグマが出没しております。このことから、各保育所におきましても、ヒグマの出没を想定しました訓練につきましては、行っていきたく思っておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 四つ目です。ヒグマゾーニング計画は、早期に策定との答弁がありました。策定は、いつ頃になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

ヒグマゾーニング計画につきましては、関係者と十分な協議をし、年度内策定も想定し、進めてまいると考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 五つ目です。ガバメントハンターの登用でございます。

厚岸町にもヒグマは生息しており、過去に死亡された方もおります。答弁で、人材確保が難しいことは私もよく理解いたしますが、今後も国や道の動向を注視し、従事可能なハンターの育成や職員等の育成確保にしっかり努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

ガバメントハンターの登用は、必要性を十分理解しております。国や北海道の動向に注視しまして、人材の確保育成に関する先進的な事例など、情報収集に努め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2項目めです。地域支援係と地域包括支援センターについて再質問いたします。

各々の役割は、答弁で分かりました。地域支援係と地域包括支援センターの窓口が二つ向き合っております。業務は、それぞれ異なるのに同じスタッフであります。初めての相談者は、答弁でもあったのですけれども、分かりにくいと思うのですよね。相談者は分かるという答弁があったのですけれども、初めてそれぞれの相談する内容というのは個々違います。どこに行ったらいいのだろう、どこの部署がどういう仕事をしているというのは、皆さんはよく理解しているかもしれないけれども、町民の多くの皆さんは分からないと思うのです。それが向かい合って隣同士で座っているよと、どちらだろう、これが本音だと私は思います。そういう意味では、やはりもう1回、この辺について答弁してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

町長の答弁にありましたように、包括支援センターと地域支援係については、同じスタッフが兼務しております。このことから、どちらということではなく、同じスタッフでありますので、どちらに相談するか迷うことなく、係の窓口で受け付けしますので、必要に応じて我々が包括支援センターに引き継ぐ、もしくは係で窓口で相談するという対応をしておりますので、お客さんは迷うことなく、「あみか」の相談窓口に来ていただければということで、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 この制度について、窓口の対応なのではございますけれども、釧路市は、民間と社会福祉団体へ業務委託しております。管内の町村は、厚岸と同様に自治体を実施しております。厚岸町が、センターを直接運営している理由とメリットについて説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、地域包括支援センターにつきましては、人口規模や地理的な条件などを考慮いたしました日常生活圏域ごとに1か所設置することになっております。小さな市町村の多くが、日常圏域が一つであります。この厚岸町におきましても、日常圏域が一つとなっております。町で直接直営したことにより、より効率的に事業を行うことができると考えております。

また、町内には、専門職を配置できる委託先がなく、直営での運営は自治体の責任の下、安定的に運営できるものとしても直営運営している理由があります。

また、直営のメリットでありますけれども、相談窓口や現場で確認した内容を速やかに関係係と連携して対応者の支援ができます。さらに、町民の方々は相談窓口で介護保険や高齢者福祉施策の手続が一括でできるために、手続の負担が軽減されるなどのメリットがあるものと考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 双方の連携についてです。答弁では、日常的に情報の共有を図り、連携を取っているということは、よく理解ができました。

先日、他の市にお住まいの方でございますが、町内在住の高齢の両親のことで、「あみか」に相談に出向いたそうでございます。そうしましたら、窓口の皆さん、大変親切でスピーディーな対応だった、非常によく連携が取れていた。もし都市部であれば、それぞれの担当はばらばらで、たらい回しになってしまう。厚岸町は、隣の係との連携がよく取れて小回りが効いて、大変よい対応であったとお褒めの言葉をいただきました。今後もしっかり、町民は分からないわけですから、他の町村から高齢の両親が厚岸町に住んでいる方もいると思いますよ、その人のことで相談に行く。初めて行く方にとって、戸惑います。そういうときは、ぜひ今後も、お互いの職務に応じて連携を取り合って、しっかりと窓口対応をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

地域支援係、包括支援センターのみならず、「あみか」の窓口全体においては、町民の方々の目線に立った親切丁寧な窓口対応を心がけております。今後も、係内や関

係機関との連携を密にして、地域の住民に寄り添った対応を目指していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 宮園地区集会所と住の江山の手地区集会所の利用料について、再質問いたします。

両集会所の葬儀の利用料は、他集会所と差が大きすぎます。双方の指定管理者とよく協議され、善処していただけるという答弁でございますが、私は、3日目と4日目について、特に緩和処置を取るべきと考えますが、この辺もう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問にありますように、3日目以降に関しまして、これから12月中に指定管理者の方と協議したいということで、今、調整しております。

ご質問にあったように、3日目、さらには4日目、もしかしたらもっと延びるかもしれませんので、その辺りも詰めた形で、どの程度まで緩和処置が取れるかということとを協議してまいりたいと思っております。

その範囲ですけれども、要は、指定管理に影響が出ない範囲で緩和ができるかどうかということも協議を進めていって、変更申請がありましたら、速やかに承認が出来るように準備していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目め、宮園運動公園管理について再質問いたします。

パークゴルフ場をクローズ間もない日に、この公園に行って出向いてみました。パークゴルフが終わったわけで、数日しかたっていないのですけれども、既に、壊れたベンチを含めてブルーシートで冬囲いが終えておりました。さすが職員の皆さん、一生懸命頑張っているなど、パークゴルフがクローズになってから間もないのに、もう既に全ての施設の椅子とか、そういうものはブルーシートで覆われておりました。一生懸命働いていることは、よく理解いたしました。

その上でお尋ねさせていただくのですが、答弁では、来春に新たなベンチの設置ということを考えていると申されましたが、全部更新するわけではないとは思っています。私が点検したところ、半分くらいは、その辺は答弁ではなかったのですけれども、その辺の状況、全部取り替えるのか、それとも経年劣化で、それぞれ設置時期というのは違うかもしれないけれども、ばらばらだと思っております、使えるものもあると思います。この辺の状況について教えてください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、公園内のベンチが69台ございまして、随時点検等を行っているところではございます。今回、点検及び撤去したものについてということで、パークゴルフ場のほうは2台ベンチを更新、新しいものにしようと思っております。そのほか、ご指摘ありました公園内のベンチのほうは4脚、合計6脚を今回更新できるように検討しているところでございます。

以上です。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 旧ゲートボール場の跡地の整備でございます。碎石を敷き、整備される。それから、車の出入りをさせる。安全に十分配慮するということは答弁で理解できたのですけれども、今までは、あそこは使用していいのか、進入禁止なのかよく理解できませんでした、私は入りませんでした、あそこは。やはり、空き地になって、どろどろになっているわけですから、利用について答弁では、今後は碎石を敷いて、きちんとマーキングをして駐車場として使われますよと、大変私はいいことだと思います。

一つ、出入口、特に交通事故、こちら側に、入口側に駐車場があるわけですから、今までは、事務所前に駐車していいのか悪いのか判断ができませんでした。今後は、いいよというものは、やはり町民にきちんと周知の必要があると思います、オープン時。それから、入口、特に出入口については、出入りする方がはっきり分かるような大きな表示をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） お答えさせていただきます。

まず、現在のゲートボール場の跡地の部分が、水たまり、もしくは、わだちができていうところ、ここは敷地を管理している者として、こちらは適正に管理していくということで、整地を検討してまいります。

それと、出入口なのですが、こちらのほう、車と公園を利用している方が安全にご利用いただけるように、その入口のほうも歩行者と別にするとか、ちょっとそういうところも検討しながら進めていかせていただきたいと思いますと思っております。

また、オープン時等に、利用者の方が使っているのか分からないというところで、そちらの案内看板、使用の注意点等も記入したものを掲示し、また、施設を利用する際に、受付時にも分かるように受付のところにも掲示しながら対応したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しておりました質問書に従って、質問させていただきます。

1、感震ブレーカーについて。

（1）地震による火災の半数以上が電気関係の出火が多いが、電気火災は地震による揺れに伴う電気機からの出火のほか、停電の復旧に発生する通電火災があります。

これらの被害は、未然に防ごうと政府やほかの自治体は地震の揺れを感知し、電気を遮断する感震ブレーカーの普及啓発を行っております。厚岸町としての取組を伺います。

2、災害時の避難所生活での口内細菌について。

（1）誤嚥性肺炎は、食べ物や唾液が誤って気管に入ってしまう際、一緒に入った口内細菌が肺で繁殖して炎症を起こす病気であります。日本人の死因第6位となっているのが現状です。これらは、飲み込む力などが衰える高齢者に多く、栄養や睡眠を十分に取れず、心労が続く避難所生活では、体の免疫機能が低下するため、口内細菌の増殖は発症の引き金になります。

このことから、災害発生時の避難所生活者への口腔ケアを実施するため、厚岸町と歯科衛生士、歯科医等の協定の締結を提案しますが、町の考え方を伺います。

以上です。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の感震ブレーカーの普及啓発に関する厚岸町としての取組についてですが、令和2年9月の厚岸町議会第3回定例会の一般質問において、ご質問者から提言を受けて以来、これまでの間、感震ブレーカー設置の有効性周知のため、町では、広報紙や防災ハザードマップによる周知のほか、建設課窓口へのパンフレットの設置を行ってきました。

感震ブレーカーについては、過去の大規模災害において、電気に起因する火災が多数発生していることから、その予防を図るため、町としても設置の重要性は高いものと考えておりますが、一方で、感震ブレーカー自体の認知度、通電火災の危険性に対する認知度は、依然として低く、向上していく必要があります。

令和6年6月には、国の防災基本計画において、感震ブレーカーの普及推進が位置

づけられたことを踏まえ、今後、厚岸町地域防災計画においても同様の位置づけを行った上で、厚岸消防署とも連携し、さらなる周知啓発に向けて取り組んでまいります。

続いて、2点目の災害時の避難所生活者への口腔ケアを実施するための歯科医等の協定締結の提案についてであります。災害時の避難者の口腔ケアについては、歯ブラシや液体歯磨きなど、非常持出品として避難所へ持参の上、避難者自身によりケアしていただくことを基本としておりますが、ライフラインが止まり、水が不足する状況が続く中、歯磨きや入れ歯の清掃が不十分になることに加え、ストレスや不規則な生活などにより、口腔内の衛生状態が悪化することで、感染症や誤嚥性肺炎の要因になります。

このような状況に対処するために、北海道では平成9年4月に一般社団法人北海道歯科医師会と災害時の歯科医療救護活動に関する協定を締結しており、町が行う救護班の派遣等を含む、歯科医療救護活動は本協定に基づき、北海道歯科医師会の調整の下、下部組織に当たる釧路歯科医師会の協力により実施されることとなっております。

しかし、災害時に避難所を開設した際には、迅速に救護活動を行う必要があることから、北海道医師会との協定とは別に、厚岸町による個別の協定締結について検討してまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 感震ブレイカーの普及啓発、今まで、令和2年の9月に一般質問してからのパンフレット設置などを行ってきたというふうになってはいますが、一番大事なのが、避難をする場所ですね、避難所、または人が集まる自治会の会館。それはまた、町においては、あるところとないところもありますけれども、あるところにおいては避難所に建物がある場所、例えば尾幌のふれあい館とか、ああいった場所に先行して、この感震ブレイカーの設置をということで、令和2年のときにも私、質問して、お願いしていた経緯があります。その間、この厚岸町民が集まる場所、ここには優先的にやはりつけるべきだと思うのです。そういう部分については、まずそこの部分を聞いてから、またお話ししたいと思います。会館等に優先してつけていくという考えはないのかどうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ご指摘の避難所等をはじめとした町の施設への感震ブレイカーの設置についてですが、これまでそういった施設への設置についてはされてきておりませんでした。こういったご提言を踏まえて、できる、できないというものもあるとは思いますが、そういった施設の状況も確認しながら、つけるとしたらどういったものをつけられるのかとか、そういったものは検討してまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 それと、町全体の住宅につけるといふふうになると、これも大変だといふふうに、国もそれは分かっているのですね。東日本大震災の火災直後の2011年3月、厚生労働省が、自治体の担当部局に出した事務連絡、この部分については、住宅が密集している場所、これらについて、延焼のそれらの場所、一軒が燃えたら、次々、次と燃えてしまう、そういった部分については、なるべく早くその感震ブレーカー、または、火災が起きにくい処置などを講じていこうといふふうに発していました。これらの部分についても、やはり厚岸町も町並みの部分については、隣がものすごい近い商店街もありますよね。

ですから、こんなことを言ったら失礼ですけれども、太田のぽつん、ぽつんとした家については、延焼というのは、まずはないかなといふふうに思うのですけれども、町並みの続いている場所というところにも、優先的に何らかの形で、早めに、大火災が起きないように、感震ブレーカー等、または別な意味での処置、消防との連絡を密にして考えていただきたいと同時に、それらについてはどう思いますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 大規模火災の発生が懸念されるそういった密集地について、国のほうでも、制度的にそういった地域を指定するとか、そういったものもあるのですが、厚岸町においては、該当要件に合致しないというような状況で、そういった地域指定は、全国的にも物すごく少ないようなのですけれども、されていないという状況があったり、都市計画法上の防火地域ですとか、そういったものにもなっていないという状況はございますが、現に、そういった延焼の可能性が高そうな地域、おっしゃるとおり市街地ですとかそういったところは心配な部分もございますので、そこは、感震ブレーカーの周知、広報において、そういったところは火災の延焼の恐れが高いのでというようなことも含めて、周知を重ねていって、感震ブレーカーの普及に努めていきたいなといふふうに考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 町の中では、商店街と言われている本町も真龍もそうなのですけれども、非常に建物が、個人的な部分になってしまうから、あまり言いたくはない言葉なのですけれども、非常に古い建物が多いですよね。軒と軒の、隣と隣の壁の境界線から、その中心線からの離れが十分に取れていない。本当に、僕も町なかを歩いてみるのですけれども、人が真っ直ぐ歩けない状態、手を振って、こういう感じでようやく歩く、これらについては、大体、外壁が昔のモルタルが張らさっている状況なのです。モルタルの奥は、黒い壁が張らさって板部があるという、非常に熱を持ちやすく、燃えやすい状況です。

厚岸町においては、国の従いがどういふふうになっているのか分からないけれど

も、現実的に、厚岸町のこの商店街の町も、延焼の恐れある部分、見たことありますか、古いところには木製の建具がついているところもあるのです。これはもう、完全に窓から火が出たら、隣に移ってしまいますよね。

だから、厚岸町は別に、国の指定がどうのこうのという、そんな範囲の問題ではないと思います。やはり、住民を守るという部分については、その部分を徹底的に調べ上げて、消防との連携をきちんとしながら、つけていってもらおうというのは、自分を守るかもしれないけど、相手も守ることになりますよね。そういった部分では、啓発を急務にしてほしいというふうにお願いしたいと思います。どうでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ご質問者おっしゃいますとおり、古い住宅が多くある状況でございますし、加えて、空き家も増えているという状況もございますので、その木造の延焼しやすいという状況は、私も認識しております。これまでも、消防署においてでも、火災報知器の設置を各戸回っての指導ですとか、そういったものと合わせて、感震ブレーカーの周知をさせていただいているということもありますので、これからはそういった消防と連携しながら、特に、そういった密集地ですとか、極めて隣接して延焼の恐れのある地域、そういったものを重点的に、そういった感震ブレーカーの設置についてのお願いですとか、周知というものをしていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 この部分については、よろしくお願いたします。

次に、口腔ケアについてなのですが、これも東日本大震災のときの2011年3月、厚生労働省が自治体担当部局に事務連絡しております。被災地での健康を守るために、口の中の口腔ケア、この重要性が周知されていた、ここの部分については認知されていましてでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 質問者からこのたび、このご質問をいただいて、いろいろ私も調べさせていただいたときに、厚生労働省から、そういったものが被災地に向けて発出されているということはちょっと確認させていただいておりますが、その当時は、認識しておりませんでした。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 2011年ですから、14年前にも、自治体に事務連絡していたということなのですね。なぜこれを言っているのかというと、水不足という部分から、口の中をきれ

いにする歯磨きというのができないという部分で、避難所生活をする上で、液体歯磨き、これは5年間保存できるというふうになっているそうです。

ですから、全部というふうにはならないかもしれないけれども、特に、避難所での、多くが集まる場所とか、それから避難所に置いての避難所設置する小屋とか、そういうのをコンテナとか置いてありますよね、そういった場所に、ぜひ、この液体歯磨き等の保存の長いもの、無駄にあまりならないようなものを水と一緒に設置するという考えは、ぜひ持ってほしいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 発災時の避難所運営において必要とされるものは、物すごく多種多様にわたり、その中でも、最低限必要である命に関わるというような部分でしたり、健康を守るために最適限必要なものということで、これまで、町では整備してきております。

おっしゃるとおり、その口腔ケアにつきましては、そこが引き金となって健康を害するという重要な部分ではあるという認識はありますけれども、町のほうで、どういったものをどれだけ整備するということはなかなかいろいろあって、質問者おっしゃられるとおり、更新の年数のお話もございます。全体的な中で、そういった口腔ケアに関する液体歯磨きですとか、指にはめて口腔内を清拭するようなものも出ているようございますので、そういったものも含めて、どういったものをどの程度検討すべきなのかというものを検討させていただきながら、1週間後くらいには、国からの全体のプッシュ支援ですとか、こちらから要求して支援をいただくというようなシステム的にそういった運用も可能となっておりますので、そういったものも含めて検討しながら、そういった配備をすべきものというようなものを検討させていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 国のほうも、この口腔ケアの必要性というか、歯科用品の一部と、これらを備蓄をすることについて、自治体の協力を惜しまないで、被災者が安心して生活できるよう、専門職の連帯体制を構築し、後押しを今後していくというふうにおっしゃっています。これらを注視しながら、国がどういう動向をしていくのか、またどういう補助金を出していただけるのかということ注視しながら、早めに対処していただきたいというふうに思います。

もう一つ。北海道と歯科の協定とは別々というのですけれども、これらについては、厚岸町による個別の協定を僕は望んでいたのですが、北海道と協定を結んでも、災害時においてはほとんど来てくれないと思うのです。厚岸町だけが集中に災害が起きて、ほかに一切ないということはないと思うので、大規模災害のときは、やはり当然全域になると思うのです。そういった部分については、やはり厚岸の個別の協定というのは、ぜひ早急に進めていただきたいというのが一つ。

それから、協定を結ぶ、結ばないは別にして、この災害が起きたときに、災害所での生活をどういうふうにしていったらいいのかと。国が推奨している部分については、唾液がよく出る唾液腺のマッサージの仕方、これをちょっと間違えると危険性があるので、こういった部分とか、口の中の体操とかという部分、これは専門の医師の講習並びにそういう指導を受けなければならないと。避難時において、避難場所に災害が起きたときに行うことよりも、普段、避難されたときにどういったことを注視しなければならないかということの勉強会を、医師と疎通しながら、そういったことも何らかの折に進めていくという考えを持ってほしいと思うのです。そういう部分について3点、一遍に言ってしまいましたけれども、その部分についてお願いします。

●議長（大野議員） 危機対策室長

●危機対策室長（四戸岸室長） ご質問者がおっしゃられました、国の検討をしていくというような動向を注視しながら、町のほうにおいても検討はさせていただきたいと思えます。

それと併せて、そういった国等の公的な支援が届くまでの間、基本的には最低3日程度の必要な物は持ち出してくださいというお知らせを町ではこれまでもしてきております。そういった中に、そういった口腔ケアに関する歯磨きですとか、そういった物も、たしか入っていたとは思いますが、今後もそういったことで、まずは避難する方が自ら用意していただくというのが一番大切だと思いますので、それから後の数日後ですとか、そういった部分に対応できるように備蓄について、ちょっと検討してまいりたいと思えます。

それと、個別の協定につきましては、1回目の答弁でもございますが、北海道と北海道歯科医師会が結んでいるものとは別に、厚岸町と、相手がいることなので、相手方が了承してくれるかということはあると思いますが、釧路歯科医師会ですとか、そういったところと個別に協定を検討していきたいということでございます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） 避難所での活動についての勉強会の関係でありますけれども、避難所におきましては、保健師が中心となって、避難者の体調管理とか、あとは、要受診者の把握というものを行っていきます。この勉強会につきましても、前向きに検討させていただきたいと思えますので、御理解願います。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、O T C類似薬の保険適用除外についてです。

（1）として、O T C類似薬の保険適用については、高市首相は、所信表明演説でも見直しを宣言し、保険適用除外を目指しています。難病患者、家族、全国保険団体連合会、新日本婦人の会が行っている影響アンケートの中間報告では、60代以下の現役世代でも、回答者の9割がO T C類似薬を処方されている、または、されたことがあると回答しており、現役世代にとって、重たい負担になることは明らかです。同調査では、8割が薬代が高くなる、6割が薬が必要な量を用意できず、症状が悪化するとし、9割が保険除外に反対しています。O T C類似薬の保険適用除外は、全世帯の負担増になります。町として、関係機関へ適用除外をしないように要請してほしいと考えますが、どうですか。

（2）本町も子どもの医療無料を続けていますが、仮にO T C類似薬の保険適用外になった場合、子どもの医療費の薬代だけでも大きなものになります。これも含めて、無料化の施策を続けてほしいと思うが、どうですか。

次に、会計年度任用職員の処遇改善です。

会計年度任用職員の多くが、その業務の恒常性にかかわらず、毎年度の任用手続による生活の不安定さを抱えています。アとして、一定の任用期間を終えた会計年度任用職員について、雇用の安定を最優先にする無期雇用への転換を可能にする制度を取り入れるつもりはないですか。イ、ジョブ型雇用の条件整備を考えられないですか。

（2）正職員との差が生じている退職手当や地域手当、住居手当などについて、同一労働、同一賃金の原則に基づき、正職員の支給要件に準じた拡充を行うべきと思うがどうですか。

（3）町の重要な人材として定着させるため、研修制度の充実や常勤職員への雇用支援策については考えられないですか。

3、教員の不祥事根絶と子どもの権利擁護権利条約、安全な学校づくりに向けた包括的性教育の取組について質問します。

（1）全国で教員による不祥事が相次いでおり、これは子どもの権利条約が保障する安全に保護される権利や、安心して教育を受ける権利を著しく侵害する重大な問題についてどのように考えますか。

次に、スマートフォンなどの持込禁止ではなく、教職員集団のコミュニケーション、教職員集団の学校づくりこそが重要でないかと思いますが、どうですか。

次に、不祥事の根絶に向けて、子どもの権利条約の内容を研修などに取り組むつもりはありませんか。

4として、国際的な枠組みに基づく包括的性教育を人権教育の一環として、人間関係やジェンダー平等の視点も含めて進めていくつもりはありませんか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のOTC類似薬の保険適用除外についてのうち、（1）の高市首相は、所信表明演説でも見直しを宣言し、保険適用除外を目指している。影響アンケートの中間報告では、9割が保険除外に反対している。OTC類似薬の保険適用除外には、全世代への負担増になる。町として、関係機関へ適用除外しないように要請してほしいと考えるかどうかについてであります。本年11月21日に、政府が閣議決定した総合経済対策のうち、社会保障制度改革において、OTC類似薬を含む薬剤自己負担について、現役世代の保険料負担の一定規模の抑制につながる具体的な制度設計を令和7年度中に実現した上で、令和8年度中に実施する方針が示されました。

これを受け、厚生労働省では、本年11月27日に開催した社会保障審議会医療保険部会において、保険適用を維持した上で、一定の自己負担を上乗せする方針を示し、新たな負担を求めず、配慮が必要な人の範囲として、18歳以下や公的支援を受けている人、長期的にOTC類似薬の利用を必要とする人、入院患者が挙げられ、新たな負担を求める場合のOTC類似薬の範囲について議論を進めております。

そうしたことから、現時点での詳細が示されていないため、まずは、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

次に、（2）の本町も子どもの医療費無料を続けているが、仮にOTC類似薬の保険適用除外となった場合、子どもの医療費の薬代だけでも大きなものになる。これを含めて無料化の施策を続けてほしいと思うかどうかについてであります。また、（1）で申し上げたとおり、現在、18歳以下の子どもには保険適用を維持した上で、新たな負担を求めない配慮策が検討されていることから、引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

続いて、2点目の会計年度任用職員の処遇改善について。（1）アの無期雇用への転換を可能にする制度を取り入れるつもりはないかについてであります。会計年度任用職員は、業務の範囲や年間の業務料などにより、1会計年度ごとに、その職の必要性や人数をあらかじめ協議し、任用しているもので、1年ごとの任用となります。また、当町では、会計年度任用職員の募集、採用については、地方公務員法及びこれに基づき、総務省が発出する事務処理マニュアルに基づき、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、毎年、広報紙へのチラシの折り込みや、ホームページで公募し、選考を経て任用しております。その事務処理マニュアルでは、選考においては、公募を行うことが法律上必須ではないものの、できる限り広く募集を行うことが望ましいとされており、均等な雇用の機会として、毎年公募選考を行い、任用しております。その中には、毎年の公募に対し、新たに応募する方もおりますので、今後も同様に進める考えであります。

次に、イのジョブ型雇用の条件整備を考えられないかについてであります。ジョブ型雇用については、厚生労働省が設置する中央労働委員会の資料では、職務を細分化し、それぞれ専門の労働者に割り当てる雇用や職務を特定してその職務を担うことのできる労働者の雇用、正職員と同様に無期の雇用で、職種・労働時間等が限定的な

雇用などとしており、ジョブ型雇用といっても、様々なタイプが想定されますが、雇用の面言えば、職務を特定した上で、その職務を担うことのできるものを雇用するという点で共通しているものと考えられます。

厚岸町の会計年度任用職員は、一般事務では年度内の登録制としておりますが、それ以外では、その年度において必要とする業務に対して公募し、任用を行っているものであります。また、会計年度任用職員でありますので、1年間の任用であるものの、その翌年もその職に任用が必要と判断した場合は、同じ業務で募集を行い、任用しているため、職務を特定して雇用するジョブ型雇用と類似しているものと考えますが、無期の雇用については、先ほどのアでご説明したとおり、毎年度の公募による任用を行っておりますので、今後もこれまでと同様の条件で実施する考えであります。

次に、(2)の正職員との差が生じている退職手当や地域手当、住居手当などについて、同一労働、同一賃金の原則に基づき、正職員の支給要件に準じた拡充を行うべきと思うかどうかについてであります。退職手当については、北海道市町村職員退職手当組合に厚岸町が加入し、当該退職手当組合へ負担金を納付し、組合の条例に沿って、当該退職手当組合が退職手当を支給しております。その支給の対象について、正職員については、採用時から退職手当組合に加入し、支給の対象となりますが、会計年度任用職員については、フルタイム勤務の職員で、月に18日以上で12か月勤務した職員が、その翌日以降も勤務する場合、退職手当組合に加入することができることとなります。これは、当該退職手当組合の条例により、その対象が定められておりますので、町独自として支給対象を変えることはできません。

また、ご質問にあるその他の手当の支給については、事務処理マニュアルにおいて、会計年度任用職員への手当は、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当等と具体的に支給対象を示しており、示したものの以外は支給しないことを基本とするとされておりますので、今後も支給する考えはありません。

次に、(3)の町の貴重な人材として定着させるため、研修制度の充実や常勤職員への登用支援策について考えられないかについてであります。ご質問の常勤職員は、正職員と捉えてお答えさせていただきますが、会計年度任用職員の研修の受講については、職務の遂行に有用であるため、正職員と同様に受講対象として、接遇研修やクレーム対応研修、コミュニケーション能力向上研修、ハラスメント研修、パソコンスキル研修などを受講しており、会計年度任用職員であっても、正職員と同様の対応などできるよう、人材の育成に取り組んでいるところであります。

また、正職員への登用支援策については、支援策として行っていることはありませんが、職員の採用試験の応募資格に合致する会計年度任用職員に対して、積極的にその募集をお知らせし、採用試験に合格して、正職員として勤務している状況があります。

私からは、以上であります。

3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の教職員の不祥事根絶と子どもの権利擁護、安全な学校づくりに向けた包括的性教育の取組についてお答えいたします。

初めに、（1）の全国で教員の不祥事が相次ぎ、子どもの権利条約が保障する安全に保護される権利や、安全に安心して教育を受ける権利を著しく侵害する重大な問題をどのように考えるかについてであります。学校及び教職員は、児童・生徒が安全で健康に学校生活を送れるよう配慮する安全配慮義務を負っています。教職員による不祥事は、児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与え、教職員の立場を悪用した不祥事は、児童・生徒や保護者のみならず、社会全体の信頼を裏切る信用失墜行為であり、断じて許されるものはないと考えております。

次に、（2）のスマートフォンなどの持込禁止ではなく、教職員のコミュニケーション、学校づくりが重要ではないかについてであります。教職員が女子児童を盗撮し、インターネットの交流サイトで画像を共有したとされる事件を受け、北海道教育委員会は、教職員が私用のスマートフォンやタブレット端末を教室へ持ち込むことについて、児童・生徒の健康や安全の確保などを目的とする場合で、校長が許可したものの以外は原則禁止する通知を本年9月12日付で発出し、町内小中学校においても同様に取り扱いとしております。これは、児童・生徒のプライバシーや安全を守る対策の一つであります。

教職員による不祥事防止には、スマートフォンの持込制限といった物理的・表層的なルールだけでなく、教職員のコミュニケーションや校内研修等の学び合いを促進する環境づくりが不可欠であり、児童・生徒の指導を特定の教職員1人に任せず、組織全体で対応する体制を築くことが重要であると考えます。日頃から、情報を共有し指導方針について相談し合うことで、個人の判断による不適切な指導を防ぎ、潜在的な問題を早期に顕在化させることができ、また、職場環境の風通しをよくすることで、教職員同士の良好な人間関係が構築され、組織力を高めることで健全な学校づくりが図られると考えております。

次に、（3）の不祥事の根絶に向けて、子どもの権利条約の内容の研修などに取り組むつもりはないかについてであります。子どもの権利条約の原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」に取り入れられております。

北海道教育委員会では、令和7年3月に策定された北海道教育大綱で、「こども基本法」及び「北海道こども基本条例」並びに「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子どもや若者を権利の主体として認識し、その意見を取り入れながら子ども真ん中の考えの下で政策を推進していくことが基本理念として掲げられ、各市町村教育委員会及び学校は、その理念の下、教育活動を展開しております。

教育委員会といたしましては、不祥事の根絶に向けて各学校の教育活動が、この基本理念に沿って進められているのかを適切に見極め、必要に応じて研修等の実施を重要視して進めてまいります。

次に、（4）の国際的な枠組みに基づく包括的性教育を人権教育の一環として、人間関係やジェンダー平等の視点も含め進めていく考えはないかについてであります。包括的性教育については、ユネスコとWHOの協力の下に作成した「国際セクシ

「ユアリティ教育ガイダンス」に基づく、世界標準の性教育であると認識しております。

教育委員会では、これを踏まえ、包括的性教育の要素を含む命の安全教育の充実に加え、人間関係やジェンダー平等の基本となる互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせられる人材の育成を目指して、各学校における教育活動が展開されるよう、情報提供や研修への受講を奨励してまいります。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

昼食のため休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、8番、石澤議員の再質問から行います。

残り時間は、39分48秒です。

●石澤議員 最初に、OTC類似薬の問題です。

厚岸町の無償化に及ぼす影響と思って質問しました。これの心配なのは、受診控えとか、それから薬剤が自己負担になることで、軽い症状で病院にかからず、家にある市販薬で済ませようということが起きたり、それから、自己判断してしまう場合があるとか、そういうことが起きる可能性もあるのですが、そういうようなこととかに思いを巡らすというような、町としての考えはない、国の動向を見てから考えるということだったのですけれども、OTC類似薬の中にあるのが、風邪の薬ですね、それから鎮痛消炎薬、それから皮膚科外用薬、それから抗アレルギー剤とか、すごく多いのですよ。これが保険適用になったら、本当に、特に子どもたちはつい風邪をひくことが多いので、子どもたちにとってはとても大変なことになるのですけれども、そのときに、やはりこういうことが起きても、厚岸町としては、薬の部分も、保険適用外になった部分でも支援するよというような姿勢があればいいかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、現在行っている子どもの医療費の無償化については、自己負担がないようにということで無償化の措置をしておるわけですけれども、町長からの答弁にもあったように、18歳以下の患者については、今、適用除外の対象にしないということで議論が進んでいるという、我々も報道等でしか、その今の状況を知り得るすべがないものですが、子どもですとか、長期的にOTC類似薬を使用している方とか、そういう配慮が必要な方については、現在の制度をそのまま維持するといったような方針が、厚生労働省から出されたという報道は目にして知ってはいるのですが、そうなっていただくことが一番の、現在の制度を維持できる状況になるのかなというふうに思っています。

ただ、それもまだ確定事項ではありませんので、引き続き、いろいろな情報を集めながら、注視していきたいなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうになった場合に、仮定の話ですけれども、そういうことが、負担がかからないような取組をぜひ、そのときの状態ですけれども、子どもたちとか、それから低所得者の人たちに薬が使えないとか、それから、そういうことが起きないように支援を少し考えていってほしいと思いますが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） これも、仮に負担が増加した場合どうなるのかということでしょうけれども、どういった薬がどういう負担が生じるかとか、そういった部分も、全く今の状況では私どもも把握しきれていないという状況の中で、検討する余地がないのが正直なところでありますので、やはり、その国の、今議論されているようにすけれども、それらの動向を注視していくということですが、今、お答えはできないような状況になっています。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これからも、このことに対しては質問していきますので、お願いします。

次に、会計年度任用職員です。先ほどありましたけれども、会計年度任用職員制度のいろいろな問題があると思うのですが、まず、雇用の不安定の問題なのですよね。会計年度雇用されている方に、毎年、毎年、12月になると来年雇用されるのかなということで、生活の見通しが立たないということをおっしゃっています。そういうようなことで、そして、最初から会計年度で募集している職種というのは、どれだか教えてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

まず、一般事務職では、登録制度として登録して、その都度、必要な都度やっているというのは事務職です。そのほかには、数は幾つというのは、はっきりは言えないのですが、公務補であったり、あとは清掃員、あとは税のほうの徴収員であったり、あとは看護師もそうです。あとは保育士、あとは介護サービス相談員ですとか、あとは調理員。数としては、ずっと数えてはいないのですが、そのほかにも子育て相談員ですとか、あとは、先ほどヒグマも会計年度と言いましたけれども、そちらでも対応していますし、あとは木工センターであると管理人、あとは水産のほうでいくと技術員です。あとは、施設でありますと施設の管理人。数は、幾つというのは言えないのですが、あとは菌床センターの作業員、あとは牧場ですね。主なものとしましては、そのような職種になっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 この人たちは、最初から会計年度で募集されているのですよね。この部分で、例えば牧場職員とか、給食センターの調理員とか、保育士とか、公務補とか、そういう人たちは、正職で採るという前提はなかったのですか。前は正職だったのですか、その辺はどうなのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

牧場のほう等につきましては、職員がいて、それに補助としての会計年度職員。そもそも、会計年度職員は全体的に、その職員がいて、職員を補助する、職員の指示の下、業務を行うというのが、もともとの会計年度で、それを毎年、今ちょうどこの時期なのですが、翌年度にそういう職種も、また来年度会計年度による職員として必要かどうかというのを、この時期に協議書というもので、それぞれの担当課と、私ども職員、総務課と協議を行って、翌年度も会計年度任用職員、何人必要か、その業務に対して必要なのか等を協議しまして決めております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 その中で、継続的にずっと仕事があるのがありますよね。例えば、牧場ですよね、調理師です、それから保育所ですか。それから、図書館司書はどういうふうになっているのですかね、図書館司書もあると思うのですよ。常に人が替わることで、1年ごとの任用で人が替わることで業務を常に新しくその方に伝えなければならないのですよね。そういうことが、仕事の効率も含めて、業務に関する専門知識やノウハウが蓄積されるということはなくなる、そういうような気がするのですが、引継ぎの非効率化とか、業務の低下ということも考えられると思うのです。やはり、ずっとある仕事であれば、同じ人に、必ずその人たちが、自分が今、会計年度任用職員で

働いている人が、私はできませんということが出てこない限りは、任用すべきだと思えるのですけれども。それで、そのときに、その人たちの中に、何か自分は要らないのかな、すごく気持ちが落ち込んでいくのですね。何でこうなのだろう。常に、自分は、自分の考えていることとかこういう仕事をしたらどうだとか、そういうことが相手に言えない、常に抑えられているから、仕事上にも自分のいろいろな思いも伝えられないというような状況も、実際起きているような話も聞きました。

それで、そういうことを含めて、マイナスに働いているのではないかと思うのですが、道内の17市ですか、「非正規公募試験行わず」というのが北海道新聞に出ました。小樽とか滝川、この辺で言えば根室、釧路市ですよ。そういうのを行わないとなっているのですけれども、こういう動きもあるのですが、それでも、厚岸町の場合は平等性ということで、やはり毎年行うよと、公募するよということになるのでしょうか。昔、その平等性が出てきたときに、誰かの声かけで入るとか、そういうようなことがあったときに、平等性という問題があったという話も聞いたのですが、そうでなくて、せっかく厚岸町に来て、厚岸町の町民であって、しっかり働こうと思っている人たちの、それをきちんと支えるということも大事なことだと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

その新聞の記事、私も見させていただきました。確かにそういうところもありましたけれども、中には、うちと同じような札幌市ですか、札幌市は同じような公募をしているということも、そこでは僕も見させていただきました。

それで、そういう人の気持ちはどうなのかということはあるのですが、翌年のことを考えると不安になるというようなことで、以前にも議員からおっしゃられたときは、翌年のことを考えるとあまり意見を言えないとかというようなことは、おっしゃられたかとは思いますが、そういうことは、働いていることの中の環境として、そういうことはないようにということとしてはしていかなければならないとは思っております。そこら辺はやはり、研修ではないのですけれども、そういうところであったりでも結びついてくるのかなと思います。

以上です。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 国や自治体レベルで、次のような議論が進められているというのがありました。昇級制度の導入、経験年数や実績に応じた昇級カーブを設けるなど、報酬体系の是正、それから、長期任用の促進、優秀な人材の定着を図るため、複数年度にわたる任用や無期雇用の導入に向けた検討、それから、職務分析、評価の徹底、業務内容の責任の重さに応じた適正な処分を行うための職務評価基準の確立と、こういうことがこれからの議論として進められていくとあるのですけれども。今、厚岸町の中で、

職員の離職率というのはどのくらいになっているのですか、正職員も含めて、離職率はどうなってますか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 離職率につきましては、今ちょっと完全な数字はないのですが、けれども、毎年、一般職でも3人、4人、定年以外ですね、専門職でも辞めたりというのはありますので。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうにして辞めていく人もいるし、それからここで、非正規職員、会計年度職員というのは、たしか半分くらいですよ、全職員の中の、半分くらいが非正規職員になっていますよね、前回見せてもらったときに、と思ったのですが、そうですね。それでやはり、この町に、厚岸町に住んで、そして、きちんと産業を支えたい、それから町を支えたいという思いで働いている方が多いと思うのです。そういう方たちにとって、この身分が安定しないというのは、ほかに、先ほど札幌市がと言いましたが、札幌市のような冷たい自治体のまねをする必要はないと思うのです。厚岸町は厚岸町として町民ですからね。その方たちに対しての、きちんとした支援も含めた上で、会計年度職員の待遇改善とか、それから、先ほど言いましたけれども、前にも言いました、寒冷地手当ですよ。寒冷地手当は、ずっとここに住んでくれる職員に出すと、たしか前に言われたのですけれども。寒冷地手当は、会計年度職員であろうが、正職員であろうが、寒いのは寒いのです。だから、寒冷地手当というのは、必ず出す必要があると思うのですが、その辺も含めてどうですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 寒冷地手当の話は、以前のときは、長期的な雇用といいますか、会計年度ではなくて、そういった職員を対象に支給するというのが、国のほうの考え方でありまして、会計年度を導入する際にも、いろいろな手当がありまして、その中で支給対象とするのはこういったものという中では、そういう説明がありました。

ただ、その手当の中でも、当初はなかった勤勉手当が今年度から支給されるようになりまして、そこら辺は、国のほうの基本的な考え方、そこら辺も今、ほかの手当の部分では考えているか分かりませんが、そういった部分もあるかと思います。先ほど議員がおっしゃられました、複数年での雇用、そこら辺も検討しているというのはあるようには聞いておりますけれども、そこら辺も厚岸町としましては、今、マニュアルに沿って行っておりますけれども、そこら辺の検討がされていくのであれば、そこら辺も注視してはいきたいとは思っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

- 石澤議員 民間のほうは、どんどん進んでいっていますよ。会計年度職員であろうが。民間のほうに、そちらに働きに行く人だっただけ増えてしまうと思います。そのうち、厚岸町で働いてくれる人がいなくなってしまうのではないですか、そんなマニュアルに沿って待っていたら。

だからやはり、ここで働く人の人権も含めて、きちんと前向きに検討していただきたいと思います。国が決めたと言いますが、北海道の寒さが、あの霞ヶ関に分かりますか、あんなところに住んでいて。あの方たちに言うことではなく、この、厚岸町の会計年度職員なのです。そこにちゃんと起点を当てて、前向きに検討してほしいと思いますが、いかがですか。

- 議長（大野議員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

先ほどの昇級ですとか雇用ですとか、そこら辺は検討しているものを、そこら辺のことをうちのほうでも考えながらはいきたいと思います。

それと、今議員がおっしゃりました、国ではなくて厚岸町ということですので、そこら辺は、厚岸町としての考えは考えで持ちながら、参考にする部分も、国のほうも参考にしながら、そこら辺は進めていきたいと思います。

- 議長（大野議員） 8番、石澤議員。

- 石澤議員 血の通った政策をお願いしたいと思います。

次、子どもの権利条約です。

今回の教員の不祥事、本当に情けないというか、多分、先生方も、一般の先生方も本当に悔しい思いをしているのではないのかなと思います。子どものために思って、そして一生懸命やっている先生、たくさん知っています。そのことで子どもたちが安心して行けている、厚岸町の場合はそうだと思います。でも、その学校に対して、スマートフォンを持ち込むなど、どこまであなたたちは先生を信用してないのかというような感じもいたしました、スマートフォン持ち込みを禁止と聞いたときに。それでもやはり、コミュニケーションの問題とか、いろいろありますので、それはこれからも続けてやっていってほしいと思います。

厚岸の場合の、更衣室、着替えする部屋とかというのは、それぞれの学校にあるのでしょうか、そういう部屋は設けられていますか。教員でなく、子どもたちが着替えをする。

- 議長（大野議員） 管理課長。

- 管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まず、スマートフォンの持ち込みの関係については全くだめだというわけではな

く、答弁にもあったとおり、私用のスマホはだめというのは、もちろんなのですが、やはり緊急性だとか、そういったものもありますので、校長の許可を得れば使用は可能と。

ただ、やはりインターネットとつながるのですよね、やはりスマートフォン。そういう機械を持っていると、やはりそういうスマートフォンに保存している画像のアップロードによって拡散ということもありますので、それで、このスマートフォンの持ち込みについては、今回の防止対策の一部というか、そういったものということでご理解いただければなと思います。

あと、子どもたちの更衣室なのですが、これは個別では持っておりませんが、今のところ、男女別にもなっていないところではございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 昔からそうかもしれないですね、更衣室はないですね。教室で男女で別れてというのですか、そういう形でしたか。そもそも、その更衣室がないという、そういう場所が、中学校について、太田中学校の場合は、体育の日はジャージで行くから、そのまま体育になるというような話をしていましたけれども、更衣室というのは、やはり必要なことなのではないかなと思うのです。その場所を設けるとか、何か体育の授業とか、着替えるときには設けるとい、そういうようなことは、これから少し考えていったほうが良いと思うのですが、その辺どうでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） すみません、私の答弁がちょっと的確でなかったところもあるのですが、体育館なのですが、一部は男女別ということで、更衣室はあるのですが、それは個別にはなっていないということで、棚が実はあって、それぞれ決められた場所ではないのですが、好きどころに物をということであるのですが、体育の時間に着替えをするということもありますので、そちらについては、体育館で着替えるといったこともあるのかなといったことをございまして、その体育館以外の教室といえましょうか、その中の校舎という意味では、やはり男女別にはないといったところではあるのですが、やはり、今こういう時代でございますので、やはりそういったものも、今後考えていかなければならないのかなというふうにと考えておりますので、そこら辺は、今後の検討課題ということで、少し勉強させていただければなと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。そういうような小さなことなのですが、大事な取組なので考えていってほしいと思います。

この中で、ずっと子どもを真ん中にして、そういう取組をしているということをお

っしゃられたのですけれども、子どもの真ん中の考えでという、具体的にどういうような教育活動をしているのですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 子どもを真ん中に据えるということは、子どもをやはり一人の人格として認めて、子どもの意見をしっかり受け止めて、そこを大切にしていこうというような意味合いがあるのかなと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 よく、子どもの権利条約といいますと、今の言ったとおり子どもたちの思いを受け止める、それを考えるときに、いろいろな思いの中で、子どもが自分の思っていること、それから考えていること、小さい子であろうが、小学1年生であろうが、中学3年生であろうが、きちんとそういうふうに伝える場所が必要だし、そういう取組をしていると思うのです。

それが、子どもの権利条約というと、子どものわがままではないかという捉え方をする方がいるのです。でも、そうではないのですよね。子どもたちは、どうやったら自分の思いを伝えられるか、そして、どんなことを言っても、これはわがままではなくて、自分の、子どもにとっての伝え方はいろいろあると思うのですよね。大人もなかなか言えないことはありますよね、自分の思っているところ。でも、子どもの場合は、いろいろ変わりながら、例えば泣いてみたりとか、それから暴力的な行為だったとか、そういういろいろな形で子どもたちの伝え方があるのですが、そういうものをすつと一んと受け止める、そういうような研修というのはやっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 研修というのももちろんありますし、特に、特別支援関係の研修なども充実しながら、それに参加しているということも、もちろんあるのですけれども、基本的な授業の中からそこはもう始まっています。

そういうのも、今、授業で求めているものが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」、これの一体的な充実というところで取り組んでいます。個別というのは、子ども一人一人に合った教育をしていこうというところで、協働的な学びというのは、友達とか、大人も含めてだと思えるのですけれども、一緒に考えを出し合いながら、よりよいものを見出していこうというようなことを、各教科、領域の中で日々取り組んでいます。その中で、子どもたちは、このときはこういうふうになれば相手に伝わるのだなというようなことも学んでいくでしょうし、そういう教育を、日々繰り返し取り組んでいるというのが実情であります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

- 石澤議員　　そういうような取組の中で、子どもたちは本当に大人を信用してもいいとか、自分の気持ちを表してもいいということを学習していくと思うのです。それが、やはりうまく捉えられなくなったときに、自分を否定するようになってくる。だから、否定することがない、肯定することができるようにという意味では、そういう活動をしてもらうことは、すごく大事なことだと思うのです。

その上で、包括的性教育なのですけれども、この包括的性教育というと、なぜこれを言うかということ、今、デジタル性暴力の増加というのがあるのですよね。望まない性的な画像の送付要求、リベンジポルノなどオンライン上の人権侵害の予防、これはとても必要だと思うのですが、こういうものに対して、今回のSNSの問題なのですけれども、これを子どもたちの中にも、そういうことが、どういうことが起きるのか、SNSで流してもいいこととか、それから人権の問題等も含めて、どういうような取組をしていくのでしょうか。

- 議長（大野議員）　指導室長。

- 指導室長（藏光室長）　まずは、基本的なところからお話ししますと、まず、子どもたちは自分も大事、それから友達も大事、そういうところの基礎から始まっていくのが、まず大前提なのかなというふうに思います。その中で、日々授業を取り組んでいく中で、そういうところをしっかりと理解しながら、SNSのような具体的な話については、各学校で外部講師等も招きながら、実際どうなのかというような研修、先生方も研修を受けていますし、子どもたちもそういう授業を受けているというような状況になります。

- 議長（大野議員）　　8番、石澤議員。

- 石澤議員　　そうですね、そういうふうな、今本当にネットの世界が、本当に本当かいなというような、嘘も平気で流れるようなSNSの世界で、子どもたちにとって、それと一緒に大人もそうなのですから、変なものに流されていくというか、そういう事態になっていますよね。

性に関する人権の確立と肯定感の育成なのですけれども、今言っていました自己決定権の尊重です、自分自身の身体や心、人間関係について、他者に強制されることなく自分で決める権利です、それをやはり子どもたちにきちんと伝えていく。それをとっても大事にしていかなければならない。それから、性の多様性の問題です、LGBTQというような子どもたちにとって、正しい知識をきちんと伝える、それから、それを先生も、それから親も含めてきちんと知識を得るということはとても大事だと思うのです。その取組というのは、厚岸の場合はどういうふうな取組をしていますか。

- 議長（大野議員）　指導室長。

●指導室長（藏光室長） 厚岸町では、各学校の中で、もちろん教師が子どもたちにそういう正しい知識を教える部分もありますし、子どもたちに実際考えさせる部分というものもあります。先ほどお話にありました、SNSの恐ろしさとかもありますよね、そういうところについての具体的なお話、それも子どもたちにしっかり伝えていくというところの取組もやっております。

それから、加えて言うと、学校のほう、教育委員会のほうからも、保護者に対して、そこについては学校だけの努力ではいかんともし難い、解決できる問題ではありませんと、保護者もともに考えてほしい、家庭のほうでも、子どもたちの様子をしっかりと見ながら、そのところを教育してほしいというところを各家庭にも伝えながら取組を進めているところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういう取組をしている中で、結局、家族でも年齢差がありますよね、おばあちゃん、おじいちゃんとか年齢差があります。その中で、家族の中にもいろいろな考えの方もあって、その方たちにもうまく伝わっていくような取組ができれば、今みたいなことが起きないのではないのかなと思うのですが、あまりにもSNSとか、それから、こういう性に対するいろいろな問題が起こりすぎていて、それが深刻化してる、ジェンダー平等の格差が出てきたりしている、そういう問題を含めて、やはり一つ一つなのですが、きちんと取り組んでいく。これは、学校だけではないと思うのです。職場の中にも、それをちゃんと入れて、対人的な問題、それから夫婦間の問題もあるでしょうし、それからお隣とかの関係もあるでしょう。それも含めて、ちゃんとしたものをつくっていくという取組を、これから進めていってもらいたいなと思います。その辺をお願いします。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 先ほど、学校ですとか、あと教育委員会の取組についても、お話させていただきました。ただ、この取組によって、全てがやはり解決しているとか、先ほど議員がおっしゃったところがきちんと解決できているかといったら、まだまだ不十分なところがあるのが実際です。そのところは、教育委員会といたしましても、またしっかり受け止めて、よりいい取組ができないのかどうか、そこは、今後も取り組んでまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時34分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

次に、10番、堀議員の一般質問を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 私は、今定例会に対し、2件について質問するものであります。

1点目は、町民の豊かな生活のためにということで質問させていただきます。

近年、情報デバイスの多様化により、町民は氾濫する情報の中で生活しておりますが、反面、私たちが住んでいるこの町で、今何をしているのか、これから何があるのかといった身近でリアルタイムな情報を取得することができていないことから、町内での様々な事柄に対し、参加する機会を逸し、結果として町の活力を大きく損なうことにもなっていると考えております。町民が豊かな暮らしを築き、活力ある町をつくり上げていくためにも、身近な情報の取得を容易にすることは必須と考え、次のことを質問いたします。

アとして、エリア放送、テレビ放送事業への参入を検討すべきと考えます。

イとして、地域コミュニティ放送、ラジオFM放送事業への参入を検討すべきと考えます。

ウとしては、関連して、災害発生時の情報伝達迅速化のために、総務省が行っている臨時災害放送局設備を活用できるようにすべきということを質問させていただきます。

大きな2点目は、水産業の発展のためにであります。

町の基幹産業である水産業は、多くの事業者と従事する多くの町民、加工販売と、それに携わる人々、観光資源としても町の経済に大きく寄与している産業であります。

一方、漁業経営体の多くは、零細な事業者が多く、設備の更新や突発的な海洋環境の変化に対応する多額な投資もできず、後継者不足も相まって、その数を減らしている状況にあります。この水産業を将来にわたってサステナブルなものにしていくためにも、設備投資などに活用されている漁業制度資金を一層活用しやすいものとしていく必要があると考え、次のことを質問するものであります。

アとして、漁業近代化資金、利子補給率の利率を上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

イとして、漁業制度資金のうち、海洋変化対策資金に対しても利子補給できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町民の豊かな生活のためにのうち、アのエリア放送事業への参入を検討すべきについてであります。これまで町では、毎月発行する広報紙を中心に、町の公

式SNSやホームページにおいても、町の出来事や、町からのお知らせなどを発信しているほか、必要に応じてIP告知（情報端末や防災行政無線）を活用するなど、複数の伝達手段により、情報を取得する機会の確保に努めております。

ご質問のテレビのエリア放送につきましては、総務省が示すエリア放送参入マニュアルなどによると、地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられている周波数のうち、地上基幹放送局の受信に、混信等の妨害を与えない場合に限り、利用可能な周波数を活用して行われる放送とされており、道内の自治体では、一般質問添付資料にある安平町のみがエリア放送を行っております。

町民の皆さんが情報を容易に取得できるようにすることは必要であると考えますが、町内全体を対象としてエリア放送を行う場合の整備費や運用に係る人的負担など多くの課題があると考えられますので、他の手法による情報発信の検討と合わせ、エリア放送について研究してまいります。

次に、イの地域コミュニティ放送事業への参入を検討すべきについてであります。コミュニティ放送とは、ラジオFM放送による地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供し、地域の活性化等に寄与することを目的とした地域密着型メディアとして、平成4年1月に制度化されたものであります。また、コミュニティ放送の事業者であるコミュニティ放送局については、平成7年の阪神淡路大震災後に大幅に増加し、令和6年12月1日現在で、全国では345局、そのうち北海道では29局となっており、近年も微増傾向にあります。

コミュニティ放送については、近年急速に普及が進んだスマートフォンやタブレットの利用率が低い世代にもなじみのあるFMラジオで聞くことができ、町民にとって有用なものと考えております。

一方で、エリア放送事業と同様に、町民の皆さんが情報を容易に取得できる環境を整備することは必要であると認識しているものの、多くの課題があると考えられますので、エリア放送事業の検討と合わせ、コミュニティ放送についても研究してまいります。

次に、ウの災害発生時の情報伝達迅速化のために、総務省が行っている臨時災害放送局設備を活用できるようにすべきについてであります。臨時災害放送局は、災害時において、被害を軽減することを目的に、被災地における避難所開設情報、給水情報、ライフライン復旧情報など、災害に関連する情報をきめ細かに伝達する手段の一つとなっており、町では、災害時に必要と判断した場合に、北海道総合通信局で2台配備がされている臨時災害放送局設備の無償貸付を受け、臨時災害放送局を開設することができます。

令和6年度には、北海道が厚岸町をメイン会場として実施した北海道防災総合訓練において、北海道総合通信局の協力の下、太田活性化施設らくとびあを送信所として、臨時災害放送局の開設、運営訓練を実施したところであり、町としても、その有用性は理解していることから、放送を安定的に行うことができる場所の選定や無線設備の操作資格を有する無線従事者の確保など、災害時において必要が生じた場合に、速やかに開設・運営できるよう、平時から体制の確保に努めてまいります。

続いて、2点目の水産業の発展のための2のうち、アの漁業近代化資金利子補給率

の利率を上げるべきについてであります。厚岸町漁業近代化資金利子補給条例で定める利子補給率は、条例制定以来改正しておりませんが、これまで、利子補給期間の延長と限度額を引き上げたほか、保証料の対象を改正し、制度利用者の支援拡大を図ってきたところであります。

現時点で、厚岸漁業協働組合から利子補給率に関する具体的な要望はありませんが、近年の国内全体における貸付金利の上昇もあることから、今後の貸付金利の動向を注視し、厚岸漁業協働組合とともに協議を行い、制度拡充の必要性と時期について検討を進めてまいります。

次に、イの漁業制度資金のうち、海洋変化対策資金に対しても利子補給できるようにすべきについてであります。北海道信用漁業協働組合連合会が貸し付けしている海洋変化対策資金については、漁種の認定要件があり、現在のところ、厚岸町で対象となる漁種はありません。

しかしながら、近年、海洋環境は大きく変化しており、今後、厚岸海域においても大規模な漁業被害が発生し、対象漁種の認定を受ける可能性も否定できないことから、海洋変化対策資金への利子補給制度について、関係機関と連携し、協議を進めてまいります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。

それでは、まず1点目、エリア放送、テレビ放送から進めてまいりたいと思います。

本当に私たちが住んでいて、この厚岸町で今日何があるんだろうといったときに、広報で示す、広報で示される情報というのは、行政側の、例えば行事とかなのですよね、民間が行っている行事、また民間、例えばスーパーの売り出し情報とかというのは、そういうのは、例えば私たちが知る情報源としては、新聞に入ってくる折り込みチラシぐらいしかない、今日一体何があるのだと。では、スーパーでこんな特売があるんだとかというものは、折り込みチラシしかないのですけれども、新聞を取っていないところは、そういう情報すらも取得することができないわけでありまして。

では、そういう人方というのは、もう本当に情報が分からないので、必然的に家からも出ることもなくなるし、また、外との関係というものも、どんどん、どんどん希薄していくというふうにもなると思います。

テレビの有用性は、私の時代はテレビっ子ですから、ラジオよりもテレビのほうが本当に身近なものとしていいのですけれども、取得しやすいときに見て取得して、不必要であれば消すことができる。防災無線とかIP電話というのは、相手側からの一方的な情報は来るのですけれども、それを見たいときに見られないというのが問題としてあると思います。そういうものも含めて、やはりテレビ事業というのは、私はよくこれ、安平町、今回資料をつけさせてもらいました。一般質問のYouTubeの中には、おそらく資料というのは載せることができないと思うので、アップというのもできないと思うので、これは、安平町や、次のエフエムくりやまというのもの、

ホームページでも確認はできるので、ぜひ、Y o u T u b eの方々は、そういうようなものでも見て、確認していただきたいなというふうには思うのですけれども。

安平町がやっているこのテレビ放送、時間的には2時間ほどのものなのですよ。それが、時間帯を分けて、朝、昼、夜とかという感じで流されているようなのです。例えば、秋の収穫祭とか、音楽的なものとか、身近なところであったとき、学校づくりのために始まった「追分地区学校を考える会」というものの様子をお届けするとか、本当に身近な地域の情報というものを、こと細やかにいろいろと流せているのだなというふうに思います。本当に、一般質問の答弁にもありましたけれども、北海道内でエリア放送をやっているのは、この安平町だけなので、ぜひ一度、この安平町の実態というものも、私としても一度勉強しには行かせていただきたいなというふうには思うのですけれども。町として検討していただけるということでもあります。

ここで、町内全域を対象としてエリア放送を行う場合の整備費や運用に関わる人的負担など、多くの課題があると、それは確かであります。一方、厚岸町においては、光回線というものが、もう既に町内全てに張り巡らされております。そういった上で、新たに光回線、光ケーブルを導入、引き込む必要性というものもありませんから、この点については非常に取り入れやすいところかなというふうにも思います。人的負担や、それら運用の仕方とかの課題というものは、今後のものとしても考えるのですけれども、一番費用のかかる光ケーブルの引込線というものの費用が、実際、今現在のものを使えば、ほとんど流用できるのかなといった中では、非常に取り入れやすいものなのだなと思いますので、ぜひとも前向きな中では、やはり検討していただきたいなと思うのですけれども、ここら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 安平町が行っている放送を確認できる範囲で確認させていただきましたが、今日行われる、数日後に行われるような情報の発信というよりも、これまで行ってきたものをダイジェスト版で放送して紹介するというようなものでしたり、ちょっとした豆知識的なようなところを短時間の、10分程度の番組で放送するのですとか、そういったことをやられているようです。

それで、その細かな情報という発信の部分では、I Pも活用して、厚岸町ではやっておりますが、広報に載っているもの全てというような状況ではないというのがありますが、放送した、必要に応じて流しておりますので、その内容については、I P情報告知端末では、画面で過去放送を見られる、確認できるというようになっております。

あと、整備のほうなのですけれども、議員おっしゃいますとおり、安平町では、放送を配信するに当たって、町内に35か所の基地局、いわゆる送信アンテナ、これを整備しております。そこまでは、光ケーブルなりで放送用のデータを送信して、そこから電波で各戸に流しているといったところがありますので、もし、厚岸町でやるとすれば、その部分は既存のアンテナを場所によっては活用できる部分もあるのではないかなと。アンテナに適した場所がありますので、そこまでの引き込みだとか、そう

いった部分もありますので、一概に全部が全部、今のものから容易にできるということは、ちょっと具体的に検討しないとなかなか何とも言えないというのはありますが、それと、各戸が受信するのは光ではなく、テレビのアンテナで受信すると、安平町でも、そのようにしているようですので、そうなると、難視聴のところは、光からテレビの電波というか、同軸ケーブルに通すデータに変換して見ていただくというような、小さな機械が置いてあるので、難視聴以外の所では、光では、今、テレビを受信できる状態にはなっておりません。インターネット回線を引いていて、インターネットのテレビ配信サービスを契約するところは、そういった見られるというのがありますけれども、町の設備においてでは、現時点では、今の難視聴対策で行っているところしか、奔渡ですとか、そういった難視聴になっていますので、そこでは再配信ということでできますが、番組が、それは今、機関放送を再配信しているというものもありますので、それをエリア放送に流用できるかという部分も、ちょっと我々も、まだご質問いただいてから調べているところで、なかなか調べきれていないというのがありますので、そういった細かなところも、ちょっと勉強させていただきながら、いずれにしても、何億円という整備費がおそらくかかるであろうと、安平町でも35基と放送設備ですとか、そういったものでもろもろで数億円の整備費がかかって、年間2,000万円程度の運用経費とかもかかっているというようなこともお聞きしておりますので、そういったことも踏まえながら、他の手法による情報配信、IP告知端末で情報を流している他の自治体において、そのシステムを使った別の配信方法というのもあるようですので、そういったものも併せて検討しながら、研究しながら、他の手法による情報配信というのを、ちょっと勉強しながら検討させていただきたいというふうに考えています。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ちょっと認識が若干違うのかなというふうに思うのですが、放送データをわざわざ電波に変換しなくてもいいと思うのですよね。今言ったのは、電波に1回変換して、それを電波として送って、それを受信させてというものだと思うのですが、厚岸は全戸に光ケーブルがもう入っているのですから、それをそのまま使えらると思うのです。まだ、巻き取りが終わっていない地域というものは、確かにあるのかもしれませんが、ただ、それに対しての整備というものが何十億円もかかるものではないというふうには、私たちは理解していますので、やはり、そういうものも含めた中で検討を進めていってほしいなと思います。

続きまして、FM放送のほうです。行政側が大きく携わったFM放送といった中では、栗山のものを資料として付けさせていただいたのですが、近場では、中標津町のFM放送も比較的、行政情報を多く発信しているFM放送としてやられているのですが、本当に昨今、私たちが持っているスマートフォンなどによっても、非常に容易にFM放送の受信というものが可能になっております。電波として受けるだけではなくて、家庭での回線からも取ることができるので、非常に電波状況もいい中においては、山の中だから放送が聞けないのだよとかというのがない中では、常

時の情報発信源としては、非常に、今はもう時代が進んで、良くなったのかなと思います。

それで、答弁の中では検討していくということなので、検討していただきたいと思うのですが、令和6年度に北海道総合通信局が、太田活性化施設らくとぴあを送信所として、臨時災害放送局の開設運営訓練を実施したとあります。このときの実施内容、そしてまた、このときの実施に当たっての課題などがあれば教えてほしいのですけれども。

そう言いますのも、これは災害のほうの話ですけれども、実際にFM局を開設しようとしたときに、電波の届きづらい地域というものも当然あると思うのですよね。こういうところで、課題検討されたものが、実際のFM放送局を開設するに当たって可能かなというふうに思うのですけれども、この点について、ちょっとのことにもなるのですけれども、教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 3点目の臨時災害放送局についての前に、エリア放送のことなのですが、認識の違いというような形ですが、安平町は、現に35のアンテナから電波で視聴していただいているという状況になっております。厚岸町も、全戸には配布しておりますが、先ほども答弁させていただいたとおり、全戸が光でテレビを見られるという状況にはなっておりません。直近で、ちょっと多めの区域で、湾月の共聴を巻き取ったときには8,000万円程度かかって、それから、経費等も上がってきているというような状況ですとか、あとは、整備するとなると、今、難視聴ではない数というのが、かなりの数になります。そういったことを考慮すると、町においてセンター設備という配信する設備の増強ですとか、そういったところもあるので、かなりの額というのは、これは間違いないことですが、いずれにしても、まだまだ勉強させていただかないとまらない部分がありますので、併せて検討させていただきたいと思います。

それと、臨時災害放送局なのですが、北海道の防災総合訓練ということで行っておりますので、具体的な内容というか、そういった部分が、我々が携わっていない部分も多くありますので、詳細な課題とかまでは我々のほうに下りてきていないのですが、実際にやっていたのは、太田において、避難所の設営、運営訓練を行っている状況を実況放送したというようなことを行っております。

課題といたしましては、やはり臨時災害放送局というのは、ラジオのFM波なので、届く距離にムラがあるといいますか、最大出力で十数キロメートルの範囲までしかカバーできない。その発信、送信点、受信点の高さですとか、遮蔽物、これらによっても受信できる地点が、いろいろムラが出てくるということで、くまなく全域にというのは、なかなか難しい部分もあるのかなと。ただ、ある程度広い範囲で周知するという点では、大変有効な手段ではあると思っております。

それと、臨時放送局を開設するに当たっては、無線従事者の確保が必要になっております。これが、陸上無線技師というものが必要になっておりまして、FMのエリア

コミュニティ放送では、そこまでの技術者は必要ではないのですが、臨時災害放送局では、それよりも上の級の資格が必要になるということで、ただ、その辺は、総務省の総合通信局、北海道総合通信局ですとか、そういったところからの災害が発生したときには支援チームが来るだとか、そういったこともありますので、そういった無線資格を持った総合通信局の職員が、この支援に当たっていただくだとか、そういったことも可能であるとは考えられますので、その辺の確認も含めて、あとは民間の無線従事者が、そういった臨時災害放送局を立ち上げた場合に協力いただけるリストがあるのではないかとか、そういったことも、いろいろ確認させていただきながら、そういった有事の際に活用できるような体制を組めたらなと考えているので、そういったところもちょっと課題の一つとしてはあるのかなとは認識しております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ただ、FM放送については、おそらく15、7、8キロメートルぐらいのエリアしかカバーできないよという、一つの発信点から言った中では、何点も、厚岸だって広いですから、何点ものアンテナを発信するところを作らなければならないということで、こちらのほうが、よっぽどお金がかかるのかなと思うのです。

ただ、実際に臨時災害放送局設備というものを、これまでも貸し出されている実績というものは多分あると思うのですよね。私が調べた中では、平成28年の熊本地震とか、あまり直近でもないのですけれども、平成30年の北海道胆振東部地震のときには、むかわ町や厚真町のほうにも貸し出されているという実績というものがあるというふうに調べさせていただいております。

そういったときに、では、これらのところの職員にそんなに都合よく免許取得者がいるわけもないといった中では、おそらくこういう被災した中では、翌日ぐらいにはもう開設できているというふうにも話としては聞いているのですよね。そういった中で、その人的資格が、そこまで必要なのかという疑問というものがありますので、これについては今後も研究して行ってほしいなと思います。

いずれにしても、臨時災害も含めてFM放送というのは、本当に身近なものとして、私は、よく厚岸湖内でも作業することもあるのですけれども、AM放送だと、ほとんど聞けないのです、厚岸湖内だと。ですから、そういったところも、FM放送などでカバーができるようにもなっただけであれば、例えば、海上作業をしているときに、災害情報とかそういうものが発生したときにも、いち早く、私、湖内で作業したときに防災無線というのはほとんど聞こえません。風向きによって、ちょうど風向きがいいときには遠くから聞こえるのですけれども、風が北側や東側から吹いているときには、ほとんど聞こえない状況ともなります。そういうものをカバーする上でも、こういう電波放送施設というのは、やはり今後の生活を向上させる上、そしてまた、防災の面からも必要だと思いますので、すぐにやれるものだとも思いません。また、すぐにやるとも言いません。ですから、これについては、ぜひとも今後いろいろなところを見ながら、研究を進めて行ってほしいなというふうに思います。より一步、厚

岸町が進むためにも、これらのテレビやラジオというものの情報の大事さというものを、ぜひ行政側としても認識して行ってほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） 臨時災害放送局につきましては、議員おっしゃいますとおり、中継局等を整備すれば広い面積をカバーすることができますが、当然費用もかかるし、災害臨時放送局用のために、普段一切使わない電波をとという課題も、中継局を整備するという課題もございます。そういったものもありますが、最低限そういった総合通信局が保有しているものを貸していただけるという制度がありますので、そういったものを活用して有事の際には、FM放送、臨時災害放送局を運用できるようにということで、体制を整えてまいりたいと思います。

資格者につきましては、熊本ですとか、そういった都市部ですと、今ご質問にもあるコミュニティ放送、こちらのほうの放送局を協定を結んで、そちらを臨時災害放送局に転用してというか、お借りして、そこから流しているというような事例もございます。ただ、厚岸町の場合はそういったことができませんので、独自に総務省から借りて、技術者の確保という部分では、そういった、おそらく何らかの支援措置があると思いますので、そういったものを確認しながら、ちょっと検討してまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

- 堀議員 災害ですから、災害対策なので、おそらく中継アンテナを立てる所も、それこそ、緊防債も使う気になれば使えるものとしては考えられる対策なのかなと思いますので、実現性としては、ほぼほぼ遠いものではないなというふうには私も考えておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいなと思います。

大きな2点目、水産業の発展のためにということで、移らさせていただきます。

現在、漁業近代化資金の貸付利率、農林漁業中央公庫の貸付利率は、農林水産大臣が決めるのですけれども、1.6%から2.1%という利率で、これは9月末時点でしたか、でなっております。厚岸町の利子補給率というのは、条例にありますとおり、1.5%が利子補給とされております。何年前でしたか、今まで利子補給期間7年だったのを10年に延ばしたりという改正もしていただいて、大変、当時、漁業者からも感謝の声というものは多く寄せられたところでありまして、町としては、常にこの漁業近代化資金の運用のしやすさというものに対して、非常に意を配っていただいているなというふうには感じております。

水産業の町経済に与えている影響というものは、当然知っていることだとは思いますが、やはり、今後担い手の方々が、新たな魚種に取り組もうとか、また、親から引き継いだ漁船や何かを更新しようといったときにも、やはり多額な費用というものがかかってしまう。農業者と違って、本当に厚岸町の水産業者というのは、小さ

い漁業者が多い中では、1隻、例えば3,000万円も4,000万円もするような船を簡単にぽんぽん、ぽんぽん造れて、現金で払うとか、多少の借入れをしても関係ないのだぐらいの、そういう大きな事業者ではないものですから、では、こういった人方が、もうだめだなと諦めてしまう一つの要因にもなるというふうに思うのです。

今現在、農林中央公庫の利子が、1.6%から2.1%といった中では、長期金利というものが、どんどん、どんどん最近では上昇傾向にあります。そういった中では、漁業近代資金、最長で20年のものがあるのですが、利子補給期間は10年ですから、残り10年最大で、利子を丸く払っていかなければならないといった中では、長期の経営を考えていったときに、非常に投資に対して、一歩も二歩も引いてしまう状況になっているというものがありますし、今後、より一層、金利の上昇に伴って大きくなっていくというふうに思うのです。

ここでは、今後の貸付金利の動向を注視しながら、漁業協働組合とも協議を行って、制度拡充の必要性と時期について検討を進めてまいりますということで、答弁されておりますので、ぜひともしていただきたいし、できれば、今現在、最大金利が2.1%ですから、2%ぐらいまでには、やはり出せるようなことを前向きに考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

今、質問者がおっしゃるとおり、2.1%の金利で、そこから町の利子補給1.5を引くと、0.6が実質的な業務者の負担になっているということでございます。また、長期金利の指標の一つであります、日本の10年の国債利回りも2%に近づきつつあるというところでもありますし、来週会合があります日銀の政策金利も0.5から、もしかしたら上がるかもしれないということもありますので、今後金利が上がる要素のほうは、おそらく多いなというふうには思っているところでございます。

そこで、1.5%の金利について質問があった2%ということもございます。今、漁協等からは、直接な話は来ていないところではございますが、おっしゃるとおりの部分がございます。今後の金利上昇も見据えた部分で、どのぐらいの支援ができるか、もちろん、北海道の漁業近代化の利子補給の1.25の部分をお願いしていただくというようお願いも含めて、様々な部分で検討させていただいて、漁業者の支援、担い手の今後の漁業を支えていただく人たちへの支援を検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 これについては、当然、漁業だけが利子補給制度があるわけではなくて、農業のほうとかでも、あるわけだと思うのですけれども、ただ、やはりバランスというものが本来は大事なんでしょうけれども、でも、厚岸町において、水産業の大切さというものを考えたときには、より手厚いものというものを、ぜひ考えてほしいなとい

うふうに思いますので、ぜひ、今後の中でも、行っていついていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そちら、近代化資金は、そういった中でお願いいたします。

次に、今まで、厚岸町だと、利子補給をしていたのは漁業近代化資金だけだったのですけれども、海洋変化対策資金というものについても、利子補給をしてほしいということで、質問させていただきました。

直近では、瀬戸内海において、カキの大量へい死、8割から9割がへい死したという非常にショック的な、生産者側からしても、いつ何どき、我が海域でそのようなことが起きるのかという不安というものも、やはり起きるようなことというものが起きております。また、少し遡ると、この道東沿岸海域には、赤潮によって多大な漁業被害というものを受けたわけであります。

こういったものが、突発的に発生したときに、対応できる資金としては、私、これ、今まで知らなかったのですけれども、海洋変化対策資金、漁業協同組合でも、貸付実績はないというふうには言っておりました。まだ、漁業者本人方も、こういうものが資金としてあるのだという認識としては、まだまだ薄いのかなとは思いますが、でも、瀬戸内海でのへい死や、この赤潮というものを考えていったときには、絶対これから起こり得ることであるし、これに対して備えておくというものがないと、やはり安心して漁業経営というものを今後も継続してやっていくことができなくなると思います。関係機関と連携して、協議を進めていくというのですけれども、ぜひ、漁業者にこういう資金があるというものの周知も含めた中では、やった中で、一緒に協議を進めていって、ぜひとも条例化なりを進めてほしいなと思います。

海洋変化対策資金は、7年以内のものですから、例えば、近代化資金の10年といったもので当然網羅できますし、また、貸付限度額が5,000万円以下というものでもありますので、比較的多大な漁業被害を受けても、これがあるだけでも、非常に漁業者の生産継続といったものに、大きく反映できると思いますので、転ばぬ先のつえではありませんけれども、ぜひ、これについての制度化というものは、1日でも早く実現して、それを漁業者に周知しながら、漁業者の安全な生産活動につなげていってほしいなという、安心な生産活動につなげていってほしいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

海洋変化対策資金、私どもも、あまり認識なかったところが正直なところでした。実際、日本海側のほうで、この対策資金の条例が制定されている町が、増毛だとか、遠別、それから小平とかという町で、あと羽幌、そういう対策資金に対する規則ですけれども、制定されております。

資金自体は、去年の8月からスタートしたようなのですけれども、現在のところ、秋サケとホタテの2業種が対象となっております。厚岸海域においては、まず、その海域が大変なことというか、海洋変化があって、そこを対象として信連のほうから

貸し付けするという部分があるので、幸い、まだ厚岸のほうはというふうにはありませんけれども、とにかく気象条件が、海洋条件も含めて、まさに数年前の赤潮も含めて、いつ何どき、どんなことが起きるかという状態もございます。それに備えるという部分は、大切な部分だと思います。そういった漁業被害、突発的な大きな漁業被害があった場合に、資金と合わせて国への支援、前回の赤潮みたいな支援も含めて、幅広く漁業者を救う、漁業者を守るという対策は必要となってきます。その対策の一つとして、この対策資金、とても有益だと考えておりますので、漁業者へのこういった資金もあるという周知、おっしゃるとおりでございます、含めて、漁協としっかりと議論させていただいて、制度化についても含めて議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。

午後 2 時20分休憩

午後 2 時20分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。
次に、4番、金子議員の一般質問を行います。
4番、金子議員。

- 金子議員 質問通告書に従い、3点質問させていただきます。

一つ目が、公園について。町内に子どもと遊べる公園がないので、他町村まで遊ばせに行っていると多数の方から聞くが、町政執行方針で公園の必要な整備を検討するとあるが、具体的にいつまでにどのような整備を行うのか。

2点目が、「がんばろう厚岸応援券」について。10月17日から、子育て世帯に対して「第6弾がんばろう厚岸応援券」を配布しているが、お酒を主に提供する、いわゆるスナックが登録されており、直接子どものために使われない可能性があるのではと町民の声があるが、町はどのように認識し、今後改善する考えはあるのか。

3点目が、蛍光灯廃止によるLED導入時の補助についてです。経済産業省によると、水銀に関する水俣条例を受け、水銀使用製品である蛍光灯は、令和8年1月より順次、製造・輸出入が規制され、令和9年末までに製造・輸出入が禁止される。LEDへの買換えや交換に伴う電化工事が必要な家庭が多数あると思うが、町では、町民に対して補助などを考えているのか、3点について質問いたします。

- 議長（大野議員） 町長。

- 町長（三浦町長） 4番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、町政執行方針で公園の必要な整備を検討するとあるが、具体的にいつまでに、どのような整備を行うのかについてであります。現在における公園の整備状

況については、施設の老朽化や鹿の侵入等による公園内の衛生状態の悪化など、様々な課題が生じており、利用頻度が低い公園も少なくありません。

このような状況を踏まえ、誰でも使いやすく、親しみのある公園づくりを推進するため、厚岸町公園適正化計画に基づき、令和8年度以降、湖南地区は梅香町児童公園、湖北地区は港町1号公園をモデル対象として、先行的な整備を段階的に実施する予定であります。

まず、梅香町児童公園の整備では、鹿等侵入防止フェンスの整備による公園内の安全衛生の確保や、子どもたちが遊べる遊具を充実させる予定であり、梅香町児童公園の整備が完了した後に、港町1号公園の整備を考えております。また、これらモデル対象の公園を整備した成果を踏まえ、今後、他の公園への可能性を見極めながら、公園の適正化に進めてまいります。

続いて、2点目の「がんばろう厚岸応援券」について。

10月17日から子育て世帯に対して、「第6弾がんばろう厚岸応援券」を配布しているが、お酒を主に提供する、いわゆるスナックが登録されており、直接子どものために使われない可能性があるのではと町民の声があるが、町はどのように認識し、今後改善する考えはあるのかについてであります。子育て世帯を対象とした「第6弾がんばろう厚岸応援券」は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による影響を緩和するため、平成19年4月2日から令和7年9月24日までに生まれた者を養っている保護者に対して交付しており、対象は500人世帯、額面にして426万5,000円となっております。この応援券を交付するに当たっては、対象者に行き渡るスピード感を重視するほか、事務作業の効率を考え、さきに全町民を対象に実施していた「第6弾がんばろう厚岸応援券」の取扱店舗と同様にしたことから、いわゆるスナックが2店舗含まれておりますが、いずれの店舗も、「第6弾がんばろう厚岸応援券」の使用実績はなかったことから、取扱店舗から除外しなかったところであります。

また、子育て世帯を対象とした「第6弾がんばろう厚岸応援券」については、その使用期限が今月末までと迫っていることから、取扱店舗の変更をする考えはありませんが、今後において、同様の事業を実施する場合は、厚岸町商工会とも協議し、取扱店舗を指定したいと考えております。

続いて、3点目の蛍光灯廃止によるLED導入時の補助について。

LEDへの買換えや交換に伴う電化工事が必要な家庭が多数あると思うが、町では、町民に対して補助などを考えているのかについてであります。現在、町では、LED照明の買換えに係る補助事業を実施していないものの、効果に伴う工事については、今年度から新たに「厚岸町住宅エコリフォーム補助金」において、LED照明の導入をはじめとした高効率設備の導入に係る補助事業を実施しております。

ご質問にありますとおり、蛍光灯については、2027年末までに製造・輸出入が禁止されることから、この内容の周知に努めるとともに、町の補助事業を広く活用いただけるように周知し、省エネルギーの普及促進に努めてまいります。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 まず1点目、公園についてですが、モデルケース、モデル対象として、ま

ず実践していくということが進んでいるということが分かりました。

この中で、鹿対策、進入防止フェンス整備とありますが、梅香町児童公園の鹿等進入防止フェンスの整備というのはどのぐらいの予算を考えているのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

この予算であります。現在、見積もり検討中でございます。広さが約0.24ヘクタール、面積がございます。約200メートルほどの鹿柵、高さが2.4メートルぐらいということでございますので、約1,000万円以上はかかるということで試算しているところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 詳しくご説明いただきありがとうございます。その他に、鹿フェンス以外に、子どもたちが遊べる遊具を充実させる予定とありますが、こちらの遊具のほうはどのぐらいの予算を考えているのでしょうか、あと、どのような内容を、今時点で考えているかも教えてください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

この遊具でございますが、まずは、障がい者の有無、年齢関係ない遊具ということで、インクルーシブという遊具、誰でも安全安心で使える遊具ということで、今、考えてございます。案としては、一つはコンビネーション遊具、それから、スプリング遊具等考えているところでございまして、その予算的なものにつきましては、令和8年度以降ということでございますので、令和8年度からということではないのですけれども、これから複数年にかけて、梅香町児童公園を整備した後に、港町1号公園を整備する予定となっております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 何となく流れを、今、ご説明いただいて分かりました。今回のこの公園の整備の、今、ご説明いただいたものは、厚岸町公園適正化計画を多分、基に進めていくと思いますが、これは間違いないでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

この計画につきましては、令和6年度からということで10か年計画で計画している

ところでございまして、この中には、令和6年に町民の子育て世代に町民アンケートを行った上で、こういった子どもの遊具が少ないとか、そういう鹿の侵入等により、ふんの衛生が悪いとかという意見を踏まえながら、この計画を策定しているところでございます。また、10年、計画をしているのですけれども、社会情勢によって、またさらに、アンケートを取ったりして進めていきたいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。内容を見させていただくと、アンケートを実践していて、せっかくこのように子どものいる世帯にアンケートを取ることも町としてやっているのです、ぜひ、この計画通り進めていくところはあるのでしょうかけれども、さらに具体的に、梅香町児童公園でどのような遊具が求められているとか、実際の子育て世帯の方の今の声の具体的な、例えば、どういう遊具が欲しいかまでのアンケートではなかったと思うので、こういうところも、ぜひアンケートを取って、本当に子育て世帯だったり、利用したいと思っている人が何を求めているかをさらに追求して進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

この遊具の整備に当たっては、まず、町民の方にアンケートを取ったというのは一つありまして、その他に、そういう違う団体といいますか、そちらの方の意見・要望も受けまして、それらも考慮しまして、このように、次の段階に整備、内容、そういったものを取り進めていきたいなというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。ぜひ、鹿のために1,000万円以上かかるので、これからの厚岸の未来の子どもたちが遊んだり、僕が質問させていただいた、親子で、町内で子どもと遊ぶ場所がないという要望の声も多数聞くので質問させていただいたので、ぜひ、鹿柵以上に遊具にもお金をかけて、そういう世帯の人たちが遊べる公園にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、そういった子どもから大人まで遊べるような公園づくりを目指していきたいと思っていますところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

続いて、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

答弁書で、次からは子どもを支援で出すときは、商工会と協議して、指定したいと考えているとのことなので、あまりそれ以上言うところはないのですが、今回このような町民から声があったのは、自分も、町の今回のがんばろう応援券のホームページを見たときに、ホームページの中で、応援券の内容という、「第6弾がんばろう厚岸応援券の内容」というところがあって、その下が、「対象児童1人1冊・5,000円分」、「対象児童」という言葉が書いているので、やはりそれを見たときに、町民の方が、何でスナックで使えるのだろうかなど。

そうなのですよ、子どものため、当然この券を出すことによって、僕もやはり飲食店がなくなったら困るので、ぜひ飲食店はいっぱい栄えていただきたいのですけれども、今回のこの趣旨の、このページを見たときに、やはり子どものための子育て世帯に支給しているけれども、子どもの児童のために出しているので、ぜひ、この辺り、気になる方は気になるし、僕も言われれば気になるので、こういうところも、やはり行政目線だけではなく、町民目線でぜひ考えていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

今の金子議員からもありましたとおり、このようなホームページに出ていたということでは、1回目の私からの答弁にもあったように、まず迅速に進めるというのが大事だということで、町民の皆さんに早くこの手元に渡すということが大事でありました。その中に、このスナック2店舗が入っていたということでございます。

そういった中では、今後も同じようなこのような経済対策、そして、商品券が発行ということになりましたら、やはり子育てという観点からいきますと、そういうような文言が入っていると、そういう意味で私たちもやっているわけではございませんけれども、やはりそのホームページを見た際には、そういうような疑念を持たれる方がいるということでは、1回目の答弁でもありましたとおり、商工会と協議して、取扱店の店舗を考えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 町長、ありがとうございます。ぜひ、その辺もよろしく願いいたします。

最後3点目の、蛍光灯廃止によるLED購入時の補助についてなのですが、これは、厚岸町住宅エコリフォーム補助金でLEDの照明を導入したら、それも補助の対象になるという考えでよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務町（江上課長） お答えいたします。

厚岸町住宅エコリフォーム補助金についてであります。LEDを設置の際に工事が伴うものについて補助されるという対象になっているというような内容になっております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。住宅エコリフォーム支援事業の内容をちょっと見させていただくと、対象が町内業者を利用し、50万円以上となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事または10万円以上となる高効率設備導入工事が対象とあるので、このLEDを設置するに当たり、例えば、もともとが蛍光灯がついていて、電源ソケットといって、こういう上につけるライトをカチッとほめる金具みたいなものがあるのですけれども、そういうのがついていない住宅で、それをソケットをつけて、つけられるようにするとか、そういう工事が対象になるということでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

この補助金の制度につきましては、あくまでも電気事業者、資格を持った業者が、そういう器具を取り替える電気工事をする際に補助対象となります。10万円以上の工事費用で、100分の10が補助対象となっていて、上限が10万円という内容になってございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 おっしゃっている内容は、分かりました。自分もこの質問をするに当たり、釧路市内の大手家電店に行って、お客さんのふりをして、そういう工事をして、その大手家電屋でこういう工事したら、一体幾らでできるかというのを聞くと、1か所、例えば、リビング、そういう配線がつながって、シャンデリアとかライト、蛍光灯がついているところ、1か所やるのに出張費とかそういうのを込めて、大体一つにつき8,000円ぐらいかかるとのことだったのです。

今のこのエコリフォーム支援事業だと、10万円以上が対象となると、古い家だとやはり、そのソケットがついていないで、配線直で電気の設備がついているところが結構あるのですよね。自分の買った古い家もそういうタイプだったので、その線というのは、ソケットにただつなげば使えるようになるのですけれども、電気の設備がない人がやったらだめだという法律があるので、自分ではできないと。そうなったときに、では、8,000円でその線を釧路の大手家電屋で出張でやってくれると。でも、10

万円を超えないと、町の補助は、支援はしてもらえないということになると思うのですよ。そういう認識で間違いないでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 そうなると、家にもよるのですけれども、10部屋もある家とかは、なかなかないので、その箇所によってですけれども、うちで多分、4、5か所あったのですよね、自分の中古で買った家で。仮に5、6か所あったとしても、10万円に満たないと補助は受けられないと。町も本当に、今、国も物価高対策でいろいろなことで支援していただいていますけれども、どうしても、この水俣条例により、来年の1月から古い電器が使えなくなって、ストックしておくとか、いろいろな方法はあるかもしれないけれども、やはり、この水銀の問題があってこういうことになっているので、やはり、自分が意図しなくても替えていかないとだめだと思うのですよね。

そうなったときに、やはり今、エコリフォーム支援事業の補助だけでは、本当に生活が困っている人が電気を替えたりするというのでは、補助が現実的には受けられないと思うのですけれども、その辺りは、町としてはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

先ほどのエコリフォーム補助金については、工事費が対象になっているということで、あと、買換えも含めてなのですが、買換えについては、今のところ支援をするということは考えておらず、町のホームページでお知らせしておりますが、製造・輸出入の禁止ということは、まず一覧でお知らせしていきまして、それに合わせまして、早めのLEDへの照明の計画的な変更をお願いしますということで、町のホームページでは、経済産業省のホームページや環境省のホームページにリンクされるようになっているのと、あとチラシをつけさせていただいて、周知させていただいているところであります。

他の町村も調べたのですが、それぞれの町で、工事に伴うものについては、補助率でしたりとか、金額でしたり、まちまちです。今、私、これから言わせていただくのは、いわゆるランプだけの買換えですとか、あと、器具とランプの購入分と言えいいのですか、そこにつきましては、北海道内ですけれども、調べたところ、今のところ6市町のみとなっております。あと、27市町村ほどは、厚岸町を入れてですが、厚岸町と同じく工事に伴う補助ということで実施しているところが多いようです。現在のところ、買換え、購入部分についてのみの市町村、ちょっと少ないものですから、そちらも確認させていただきながら、何件か電話して、確認したのですが、なかなか

ランプだけでというところが、もちろん機器とちょっと違うと、事故になったりということがありますので、そういった実績がほかの町村でもなかなかないようで、今のところ、まだこの6市町しかないというところでは、厚岸町では、私のほうでは、今のところまだこの買換え等については、購入は考えてはいないということでお答えさせていただきます。よろしくお祈りします。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 林務課長、大変色々調べていただきありがとうございます。一応、自分が調べた中では、道内では、松前町などが購入費、取付工事費も含めて、上限もあって、奨励金ということですが、上限はあるのですが半額補助しているところもあるので、ただ、何でも補助を出せばいいとは思わないのですが、今、本当に物価高でみんな大変な中、その中でも低所得、非課税世帯とか、本当に困っている世帯もいっぱいいるけれども、こういう家電品というか、こういうものの更新に関しては、その人たちの意図に関係なく交換しなければだめになってしまうことだと思うのです。

それなので、本当に困っている、それこそ福祉灯油を、そういうふうにもらえる世帯とか、困っている人たちにこそ、こういう補助を受けていただく必要があると思うので、ぜひ、道内でも松前町など、自分が見た限り、結構、画期的な奨励金として出しているの、こういうところも参考にして、厚岸町でも検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

ご質問者おっしゃるとおり、いろいろお金のかかるというところもあると思います。ただ、水銀を使った蛍光灯につきましては、製造と輸出入禁止が、いつまでというところなものでありますから、取替えを早くすればするほど、各ご家庭の電気代でしたりは、もちろん安くなっていくので、その辺も周知しながら、今、現行で使っている水銀灯につきましては、まだ使用期間が過ぎても使用できるということなので、無駄にするわけにはいかないものではありますので、そちらのほうも使っていて、切替えの際にはLEDのほうにということで、引き続き、町民の皆さんに、広報等を使って周知していきながら、先ほど言った購入についての補助につきましても、エコリフォーム補助金等々に入れるのか、入れないのかも含めて、関係課と協議させていただきながら、勉強させていただきたいなと思っておりますので、御理解願います。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。ぜひ、形上ではなくて、現実的な部分も見て、エコリフォーム補助金は非常にいいもので、これから厚岸町でも、どんどんこれを改善

して、よいシステムになっていっていただきたいと思いますし、いいものだと思うのですが、今回のこの電気に関しては、やはりこの10万円とか、こういうところの現実的なところも見た上で、行政として当てはまるような支援を本当に困っている世帯、家庭にさせていただくような考え方を持っていただきたいなと思って質問させていただきましたので、ただ考えていただくだけではなく、実際に制度があっても、当てはまらないのでは利用できないので、実際に合ったような、当てはまる制度を、ぜひご検討いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

実際に、もう既に補助している各市町村の動向を見ながら、参考させていただきながら、勉強させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後 2 時52分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、12番、金橋議員の一般質問を行います。

12番、金橋議員。

●金橋議員 それでは、質問いたします。

1、厚岸町の歴史的建造物の管理と保護、そして今後の伝承について。

(1) 国泰寺について。

ア、北海道遺産蝦夷三官寺の一つである国泰寺が建立された文化元年（1804年）の時代背景と、江戸時代から令和の時代にかけて、厚岸町教育委員会として、どのように管理と保護をされてきたのですか。また、後世の人たちにどのように伝えていくことが理想と考えますか。

(2) 厚岸神社について。

ア、最上徳内が、寛政3年（1791年）、現在の国泰寺境内の神明宮（現在の厚岸神社の前身）を造営し、その後、寛政10年（1798年）、近藤重蔵により再建されてきた経緯の説明と、歴史的建造物として、現在の厚岸神社の管理と保護はどのようになっているのですか。また、歴史的文化としての徳内囃子の経緯と、今後の伝承をどのように考えますか。

以上であります。こうやってみると、半数は湖南地区、本町側の出身の議員がいる

中で大変僭越ではありますが、質問させていただきます。

以上です。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 12番、金橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町の歴史的建造物の管理と保護、そして今後の伝承についてのうち、（1）の北海道遺産蝦夷三官寺の一つである国泰寺が建立された当時の時代背景と、教育委員会としてどのように管理と保護をしてきたのかについてであります。江戸時代、国泰寺が創建された当時は、ロシアをはじめ外国船が来航してくるような情勢にありました。その対策として、江戸幕府が蝦夷地の統治を示すために建立したのが国泰寺であります。また、現在の建物や境内地につきましては、宗教法人国泰寺が管理しております。

教育委員会による管理と保護につきましては、文化財保護の観点から、国や北海道の指導を仰ぎながら、国指定史跡国泰寺跡の適切な保存と活用を図るとともに、国指定重要文化財蝦夷三官寺国泰寺関係資料の修繕を行うなど、貴重な文化財を後世に伝えるよう努めているところであります。

また、後世の人たちにどのように伝えていくことが理想と考えているかについてありますが、国泰寺に関する文化財や歴史資料については、説明板の設置や学芸員による解説、特別展の開催など、多くの方々に厚岸の歴史に興味を持っていただけるよう努めるとともに、これからの厚岸町を担う小・中学生に向けての学校出前授業も開催するなど、国泰寺をはじめとした厚岸の歴史をしっかりと後世の人たちへ伝えてまいりたいと考えております。

次に、（2）の厚岸神社についてのうち、神社造営の経緯と歴史的建造物としての現在の管理と保護はどのようになっているのかについてであります。江戸時代、幕府の蝦夷地調査団の一員であった現在の山形県村山市出身の最上徳内が、北方四島の調査後、厚岸に立ち寄った際に、バラサン岬近くに神明宮という社を建立したのが厚岸神社の先駆けとされております。その後、寛政10年に最上徳内とともに、厚岸を訪れた近藤重蔵は、この社が倒壊しているのを知り、これを再建したということになります。明治8年には、名称を厚岸神社へ改め、大正2年に現在の場所に移転し、現在、社殿は昭和48年に改築されたもので、宗教法人厚岸神社が管理しております。

教育委員会といたしましては、文化財に指定されていないことから、管理や保存の対応をしておりますが、厚岸町の貴重な歴史を今に伝える場所でもありますので、海事記念館事業等で現地説明するなど、その歴史の啓発に努めております。

また、歴史的文化としての徳内囃子の経緯と、今後の伝承をどのように考えるかについてであります。徳内囃子の経緯につきましては、厚岸町の祭りを友好都市である山形県村山市で披露した際、そのお囃子に感激した有志の方々が、市内各地に呼びかけ、発足したことに由来するもので、現在、村山市のお囃子として根づいております。海事記念館には、村山市との交流を紹介するコーナーがあり、最上徳内と厚岸町の関わりや、友好都市子ども交流事業の活動紹介などとともに、徳内囃子が披露され

ている村山徳内祭りの写真を展示しております。

引き続き、この村山市と厚岸町をつなげる歴史の一つとして、町民及び来館者へ周知し、厚岸町の歴史を広く伝えていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 ありがとうございます。今、お答えいただいたとおり、私も調べてみて、大体そのとおりだと思います。あえて、ここに本町地区の議員たちもたくさんいる中で、一般質問として出したのは、歴史ということについて、ちょっと忘れかけている時代ではないかなと思ったからであります。

私なりにちょっと調べてみて、まず、国泰寺からちょっと遡りの部分を調べてみて、北海道に人類が到達したのが、ちょっと飛躍します、約3万年前。それから、縄文時代に入り、その後にアイヌ文化とありますけれども、アイヌ文化ではなくて、突如アイヌ文化のそういうものが現れたのではなくて、それから、周辺文化、オホーツク文化などを吸収しながら、擦文文化を経て、緩やかに連続的に発展してきたと。それで、擦文文化というのは、大体7世紀から12世紀、それが、アイヌ文化の母体となっていると書き物にはありました。

ただ、この辺の部分は、やはり国泰寺以前ですから、なかなか分からないですけれども、それこそ、海事記念館の学芸員の研究しているところだと思います。ただ、そういうことを知っているということも必要ではないのかなとは思っていますので。

その後、アイヌ文化がありまして、その後のいよいよ国泰寺の建立に向かっていくわけですが、1600年、皆さんご存じの天下分け目の関ヶ原。その後の、松前藩は、調べると1604年頃に松前藩の成立、ご存じのどおり松前藩ができて、その出先がと言ったらちょっと語弊がありますけれども、それが厚岸の厚岸場所になります。

1804年に、今、繰り返しになりますけれども、こちらのほうの国泰寺が江戸三官寺として、おっしゃったとおり建立されたわけです。この近辺でいくと、根室市が、1792年にロシアの施設、アダム・ラクスマンの来航が1792年、寛政4年にありまして、これについていくと、根室市は、現在ではこの歴史を生かした町おこしが進められていますとあります。

この観点からいくと、厚岸は、国泰寺をもうちょっと歴史的なものとしてアピールしていいのではないかと思います。

それはなぜかという、「花と味覚と歴史のまち あっけし」と、そして、道東の要所たる厚岸町でした、過去形です。ただ、歴史があるのは事実ですから、それをどうやって事実をもうちょっと、かえって厚岸町の方よりも釧路市とか近隣の標茶町の方のほうが、蝦夷三官寺、そのことについては非常に重く捉えております。標茶の知り合いは、厚岸がなかったら、標茶はなかったというようなことも言っております。それは、標茶町は、集治監が明治時代になって初めてできて、それから、標茶のほうが発展していったわけです。

それで戻りますけれども、花と味覚、これはもう十分に周知されています。それで、歴史のまちというこのアピールで観光との、ちょっと飛躍しますが、観光との結

びつけは、どのように今後、また、子どもたちにはそれでいいのですけれども、そちらの方面はどのようにお考えか、ちょっとだけでいいです、具体的でなくていいです、お願いします。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午後 3 時42分休憩

午後 3 時43分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

●金橋議員 質問は取り下げます。

次は、厚岸神社ですが、厚岸神社のお答えをいただいたのですけれども、今後については、それは宗教法人の扱いでということでもいいのですね。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ちょっとご質問の趣旨に沿わないかもしれないのですが、海事記念館、今、文化財係を所管しております、厚岸神社に関しましては、指定文化財には建物自体になっておりませんので、特に文化財として何か保存とか、活用ということは考えておりません。通常の神社の運営の中で、厚岸神社のほうで行っている。

ただ、教育長の答弁にもございましたとおり、貴重な歴史を持っている神社でありますので、海事記念館で行う開設業務とか、現地の開設の依頼とか、そういうものに対しては、学芸員のほうが対応しているという現状でございます。

以上です。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについては理解しました。

あと、3番目の徳内囃子のことですけれども、今後、町内でもご存じのリズムですけれども、村山市と、それからつながりがあって、交流があって、そういうようなことを今後どのような形で、というのは、交流はもちろんありますけれども、それは、はっきり言うと山車だとか、そういう交流がありますけれども、そのことについてどうやって、これについては教育委員会とは違うかもしれないですね。もし違うのであれば、後ほど、またそれについては質問します。いいですか。町のほうでは、それについては答えるということにはなりませんか。山車だとかその関係は、そのこととは別になりますから。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 今のご質問等にお答えいたしますが、そういう山車の保存とか活用、そういうことは文化財のほうでは対応しておりません。

ただ、答弁の繰り返しになりますが、村山市のほうから、徳内まつりの関係者がお見えになったときには、海事記念館を見学していただいたり、村山市と厚岸町の歴史を今につなげる貴重なお話ということで、徳内囃子のほうも、厚岸町の手記館でご紹介させていただいておりますということで、村山市の方にも、逆にPRさせていただいて、お互いの友好を深めているというところですので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 今、教育委員会について質問した全体については、歴史的な部分と建物を守る、あとは、無形の部分のそれを守って、どうやって次の世代につなげていくかという質問です。今後については、それが、町のお祭りだとかというのは別の部分でありますので、今後も、私もちょっと精査して、きちんと内容を整えて、そちらはそちらの形で質問していきますので。

あと、今後については、今回は国泰寺、厚岸神社、そのほかに歴史的残すべきチャシの問題もあります。それについては、今日は質問しませんが、また次の部分で、もう一度、厚岸町の必要な、歴史的なものをどうやっていくかということを質問させていただきますので、今回はこれで終わらせていただきます。

●議長（大野議員） 以上で、金橋議員の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 以上で、本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員